

平成25年2月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成25年3月7日～8日

場 所 第2委員会室

平成25年 3月 7日 (木曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第42号 平成24年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第43号 平成24年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計補正予算(第1号)

○議案第44号 平成24年度宮崎県公債管理特別
会計補正予算(第1号)

○議案第53号 職員の退職手当に関する条例等
の一部を改正する条例

○議案第60号 平成24年度宮崎県一般会計補正
予算(第5号)

○議案第61号 宮崎県副知事の定数を定める条
例の一部を改正する条例

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・県民の暮らしと経済・雇用を支える当面の対
応方針
- ・平成24年度「路線バス検証会議」のとりまと
めについて
- ・宮崎県ICT業務継続計画(全体方針編)の
策定について
- ・宮崎県TPP協定対策本部第1回会議につい
て
- ・今後の地域行政のあり方に関する調査結果(概
要)
- ・オスプレイについて

出席委員(7人)

委員長 黒木正一
副委員長 渡辺 創
委員 星原 透

委員 宮原義久
委員 岩下斌彦
委員 鳥飼謙二
委員 有岡浩一

欠席委員(1名)

委員 外山三博

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 稲用博美

総合政策部次長
(政策推進担当) 城野豊隆

総合政策部次長
(県民生活担当) 舟田美揮子

総合政策課長 金子洋士

副参事(記紀編さん
記念事業担当) 大西祐二

秘書広報課長 甲斐正文

広報戦略室長 藪田 亨

統計調査課長 稲吉孝和

総合交通課長 日下雄介

中山間・地域政策課長 川原光男

生活・協働・男女参画課長 松岡弘高

交通・地域安全対策監 横山一夫

文化文教・国際課長 日高正憲

人権同和対策課長 田村吉彦

情報政策課長 長倉芳照

総務部

総務部長 四本 孝

危機管理統括監兼
危機管理局長 橋本 憲次郎

総務部次長
(総務・職員担当) 亀田博昭

総務部次長
(財務・市町村担当) 茂 雄 二

危機管理局次長
兼危機管理課長 大 坪 篤 史

部参事兼総務課長 柳 田 俊 治

人事課長 武 田 宗 仁

行政経営課長 片 寄 元 道

財政課長 福 田 直

税務課長 吉 本 佳 玄

部参事兼市町村課長 鈴 木 一 郎

総務事務センター課長 花 坂 政 文

消防保安課長 厚 山 善 光

会計管理局

会計管理者 豊 島 美 敏

会計管理局次長 吉 田 正 彦

会計課長 山 口 博 久

人事委員会事務局

事務局長 内 柵 保 博 秋

総務課長 川 越 道 郎

職員課長 渡 邊 浩 司

監査事務局

事務局長 緒 方 哲

監査第一課長 甲 斐 丈 勝

監査第二課長 児 玉 久 美 子

議会事務局

事務局長 田 原 新 一

事務局次長 小 八 重 英

総務課長 山 之 内 稔

議事課長 福 嶋 幸 徳

政策調査課長 佐 野 詔 藏

事務局職員出席者

議事課主査 佐 藤 亮 子

議事課主任主事 川 崎 一 臣

○黒木委員長 おはようございます。ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

なお、外山委員は、きょう知事と上京しておりますので、欠席しております。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 御異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。これは地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。1枚であると思います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時6分再開

○黒木委員長 皆さん、おはようございます。委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○稲用総合政策部長 おはようございます。総

合政策部です。少し時間をとってきました。済みません、申しわけありませんでした。よろしくお願いをいたします。

それでは、御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。お手元にお配りします右肩に差しかえと書いてある分をお願いしたいと思います。

総務政策常任委員会の補正ですが、3月5日に開催しましたT P Pの協定対策本部の関係の資料を追加しましたために差しかえさせていただきました。このページ1枚めくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。本日御審議いただく議案につきましては、1の予算議案としまして、議案第42号「平成24年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」及び議案第43号「平成24年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）」の2件のほか、国の緊急経済対策に対応する県の追加補正予算である議案第60号であります。

資料の1ページをごらんください。今回お願いしております総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の左から2番目の欄、補正額にありますように、合計で5億3,621万6,000円の減額であります。これは、国庫補助決定、執行残等によるもので、この結果、補正後の総合政策部の一般会計予算額は、一番右になりますが124億5,860万8,000円となります。

また、宮崎県開発事業特別資金特別会計につきましては、その下の表にありますとおり、1,011万9,000円の減額であります。これは、一般会計への繰出額の確定などによるものであります。この結果、補正後の当該特別会計予算額は、右端の欄のとおり1億2,506万5,000円となります。

続きまして、3ページをごらんください。国の緊急経済対策の実施に伴う補正であります。

総合政策部の一般会計補正額は、生活・協働・男女参画課の補正額の欄にありますように、6,000万円の増額で、消費者行政活性化基金への積み立てを行うものであります。その結果、補正後の額は計の右端にありますように合計125億1,860万8,000円となります。

それぞれの議案の詳細につきましては、担当課長より説明させますので、御審議をお願いしたいと思います。

もう一度、目次のほうにお戻りいただきたいと思います。その他の報告事項としまして4点でございます。

県民の暮らしと経済・雇用を支える当面の対応方針について、平成24年度「路線バス検証会議」のとりまとめについて、宮崎県ICT業務継続計画の策定について、そして宮崎県T P P協定対策本部第1回会議についての4件の報告事項でございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせます。

私のほうから以上でございます。

○金子総合政策課長 それでは、総合政策課でございます。当課の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元でございます「平成24年度2月補正歳出予算説明資料」、これをお願いいたします。これの9ページでございます。その一番上の欄、総合政策課でございますが、左から2番目、補正額ですが、総額で5,002万円の減額補正をお願いしております。

補正後の予算額は、右から3つ目の欄、9億6,621万円であります。その内訳は、一般会計が3,990万1,000円の減額、その下の特別会計が1,011万9,000円の減額であります。

それでは、主な内容につきまして、11ページ

をお願いいたします。中ほどの(事項)連絡調整費については、553万7,000円の減額であります。これは、説明欄3の部内の緊急的な備品購入等に充てます調整事務費の執行残等によるものであります。

次に、一番下の(事項)地方分権促進費については、116万6,000円の減額であります。説明欄1の県内分権型社会構築事業は、地方分権に対応できる市町村の行政体制の強化、市町村間連携の促進に向けて、広域連合の設置を支援するものでありますけれども、該当例が生じなかったことによる執行残でございます。

12ページであります。一番上、(事項)県外事務所費につきましては、637万8,000円の減額であります。これは、東京、大阪、福岡の各県外事務所において、事務所の運営にかかる経費の節減等による執行残であります。

次に、中ほどの(事項)県計画総合推進費について、1,294万6,000円の減額であります。説明欄1にあります、総合計画の進行管理や戦略的な施策展開に活用いたします総合計画策定・戦略展開事業につきまして、調査の委託料、あるいは賃金等の執行残であります。

3の県民とともに築く明日のみやぎづくり拠点整備事業によりまして、人や団体、地域を結び協働の芽を育てます、みやぎ県民協働活動支援センターを、宮崎駅西口のK I T E Nビル内に開設いたしました。同ビルへの入居が、昨年の6月からとなったことによります管理運営費や賃借料等の執行残であります。

4の東日本大震災復興活動支援事業は、現地のニーズを踏まえた復興活動に取り組む民間団体等を支援するものであります。現地視察経費や選定審査委員会経費の執行残によるものであります。

次に、(事項)地域科学技術振興費につきましては、172万2,000円の減額であります。これは13ページの説明欄2の産学官連携による新たな産業づくり事業におけます産学官ネットワーク委員会の開催経費及び3の東九州地域医療産業研究開発拠点づくり事業の事務費の執行残であります。

次に、(事項)エネルギー対策推進費でございます。これにつきましては、1,041万6,000円の減額であります。説明欄1の宮崎発ソーラーエネルギー実証モデル推進事業は、後ほど説明いたします、開発事業特別資金を活用いたしまして、太陽光発電による新エネルギーの活用あるいは太陽熱を利用した空調設備による省エネといったモデル的な取り組みを支援するものであります。具体的には、昼間にエネルギー需要が多く発生する冷凍冷蔵施設を持つカット野菜工場や空調設備を備えた鶏舎等での展開を想定しておりました。

しかし、有利な国の公募事業がある場合は、それを優先活用するようになっておりました。民間企業とともに応募しましたものの、残念ながら不採択となりました。その後、当事業による2分の1補助の活用を企業側に働きかけてまいりましたが、自己負担等の問題もありまして、実施までには至りませんでした。そのため、今回、これを減額するものであります。

14ページをごらんください。開発事業特別資金特別会計であります。(事項)繰出金——中ほどでございますが——1,000万円の減額をお願いしております。これは、先ほど御説明しました、宮崎発ソーラーエネルギー実証モデル推進事業の減額に伴い、事業の財源としておりました当該資金について、一般会計への繰り出しを減額するものであります。

当課分は以上であります。

○甲斐秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の15ページをお願いいたします。秘書広報課の補正予算は、2,074万1,000円の減額をお願いいたしております、補正後の額は4億350万5,000円でございます。

主な内容について御説明いたします。

17ページをお願いいたします。中ほどの(事項)秘書業務費でございます。222万円の減額をお願いいたしておりますが、これは、事務費や交際費などの執行残でございます。

次に、その下の(事項)広報活動費でございます。1,210万8,000円の減額をお願いいたしておりますが、これは、県広報紙の印刷経費や県ホームページに係る委託費の入札残などによるものでございます。

秘書広報課は以上でございます。

○稲吉統計調査課長 それでは、統計調査課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成24年度 2月補正歳出予算説明資料」の19ページを開きください。統計調査課の補正予算は、左から2列目にあります5,873万6,000円の減額補正をお願いいたしております、補正後の額は、右から3列目の3億1,861万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

1枚めくって21ページをお願いいたします。上から5行目にあります、(事項)職員費については、3,787万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、職員の定数が前年度の30名から28名へ2名減となったこと及び職員3名の育児休業取得などによるものです。

次に、一番下の欄の(事項)教育統計調査費

であります、35万3,000円の増額補正をお願いしております。これは、国の交付決定に伴うものであります。内容としましては、主に職員手当の増額となっております。

次に、1枚めくっていただきまして、22ページになりますが、上から2番目の(事項)委託統計諸費であります、141万1,000円の増額補正をお願いしております。これは、国の専任職員として承認されている職員3名が育児休業に入ったため、代替職員として雇用する臨時職員の費用などが追加交付されたものであります。

次に、その下の(事項)経済センサス費であります、714万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、国の交付にありました審査会場の使用料を県の施設を利用したため不要となったものや、市町村交付金に不用額を生じたことなどによるものであります。

次に、一番下の(事項)就業構造基本調査費であります、653万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、国の委託統計費の交付決定によりまして、調査に要する経費が当初の見込みを下回ったため、市町村交付金を減額したことによるものや、記入者報償品を県で一括購入配付することで、経費の削減を図ったものであります。

統計調査課の説明は以上でございます。

○日下総合交通課長 総合交通課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成24年度 2月補正歳出予算説明資料」の25ページをお開きください。総合交通課の補正予算は、総額で7,116万3,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目でございますが、6億8,639万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

1枚めくっていただき、27ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費でございますが、説明欄1の陸上輸送網整備事業について、107万円の減額補正をお願いしております。これは、旅費等の事務費の執行残に伴うものでございます。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費でございますが、説明欄の1の地方バス路線等運行維持対策事業につきまして、4,216万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、地域住民の生活に必要なバス路線の維持・確保を図るため、バス運行費や車両の減価償却費等を国と協調して、または県単独で補助するものでございますが、バス事業者に対する運行費補助に係る国の単価が、見込みよりも低かったことや、補助の対象となる廃止路線代替バスの運行欠損額が、当初の見込みより圧縮されたこと等から、減額補正するものでございます。

次に、説明欄の3の離島航路運航維持対策事業について、こちらにつきまして767万2,000円の減額補正をお願いしております。これは、国の補助金で運航欠損額が一部補填をされたことによりまして、減額補正するものでございます。

続きまして、28ページ、お開きいただければと思います。(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費の説明欄2でございます、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業について、1,681万7,000円の減額補正をお願いしております。こちらは、旧高千穂線の撤去対象施設の撤去に要する費用を補助するものでございますが、24年度に撤去予定でございました施設のうち、一部施設の撤去時期が各地元自治体のお考えで先送りされたことなどによりまして、減額補正をするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し

上げます。

お手元の「平成25年2月定例県議会提出議案(平成24年度補正分)」のほうをお開きいただければと思います。9ページでございます。こちらでございます。第2表、繰越明許費補正でございます。こちらの上から2番目の欄、都城駅バリア解消促進等補助事業でございます。こちらにつきまして、5,116万6,000円の繰り越しをお願いしております。

こちらは、事業主体でございますJR九州におきまして、バリアフリー化の工事内容が変更されたこと等により、年度内の事業完了が困難になったことによるものでございます。都城駅につきましては、従来、エレベーターのみの跨線橋を新設いたしまして、既存の地下道と併用する計画でございましたが、JR九州におきまして、旅客の安全性や利便性を再度検討した結果、老朽化した既設の地下道を閉鎖して、階段を跨線橋に設置するという形になりましたので、そのための工事内容及び工期の変更を行うことになりました。

続きまして、その下の南宮崎駅バリアフリー化設備整備費補助事業でございますが、こちらにつきましては2,539万4,000円の繰り越しをお願いしております。

こちらと同じく、JR九州におきまして、バリアフリー化の工事内容が変更されたこと等により、年度内の事業完了が困難になったことによるものでございます。南宮崎駅の第2期工事におきましては、当初、駅舎2階に多目的トイレを設置する計画でございましたが、高齢者や障がい者等を含む一般客への負担を軽減し、利便性の向上を図るため、JR九州におきまして、再度検討した結果、駅舎の2階のトイレを閉鎖して、1階に多目的トイレを設置するという形

の工事内容及び工期の変更を行うことになりました。

補正予算の説明は以上でございます。

○川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「平成24年度 2月補正歳出予算説明資料」の29ページをお願いいたします。中山間・地域政策課の補正予算額は、1億2,457万5,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、4億6,222万2,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

31ページをお願いいたします。まず、(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費ではありますが、1,000万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄に記載しております、1の「中山間地域をみんなで支える県民運動」推進事業から8のがんばろう中山間！出会い創出事業までの事業での補助金の執行残などによるものであります。

このうち、7の地域力磨き上げ応援事業は、市町村と地域住民が一体となって行う地域づくりに対して支援するものでありますが、補助事業として採択した事業に入札残が生じたこと等に伴い、補助金の執行残が発生したことが減額の主な理由であります。

次に、32ページをお願いいたします。中ごろの(事項)地域活性化促進費ではありますが、9,758万9,000円の減額補正をお願いしております。特に説明欄の3、宮崎縣市町村間連携支援基金事業ではありますが、これは県内8地域で策定された市町村間連携推進計画に基づきまして、市町村が連携して行う事業に対し交付金を交付するものでありますが、今年度が初年度ということで、実施する事業の内容を定める各地域ごとの市町村間連携推進計画の策定に時間を要し、こ

れに伴い個別の事業の立案作業スケジュールがずれ込んだこと等に伴い、交付金の執行残が発生したことが減額の主な理由であります。

なお、本事業は、宮崎縣市町村間連携支援基金を財源としておりまして、今年度の執行残につきましては、一旦基金に戻し、来年度以降の連携事業に活用させていただきたいと考えております。

次に、その下の(事項)移住・定住促進費ではありますが、330万8,000円の減額補正をお願いしております。このうち説明欄の2、東日本大震災被災者受入応援事業ではありますが、これは被災者の雇用を民間企業等に委託することにより、被災者の生活再建を支援する事業でありまして、実際の雇用期間が当初の予定より短くなったこと等に伴い、委託料の執行残が発生したことが減額の主な理由であります。

次に、33ページをお願いいたします。中ごろの(事項)土地利用対策費ではありますが、237万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、特に説明欄の5の土地基本調査費における国庫委託費の決定に伴うものであります。

説明は以上であります。

○松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

お手元の「補正歳出予算説明資料」の35ページをごらんください。当課の補正予算額は、1,442万4,000円の減額で、補正後の額は、5億3,221万6,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

めくっていただいて38ページをごらんください。一番下の(事項)消費者支援対策費につきまして、478万6,000円の減額をお願いしており

ます。

その内訳につきましては、その下の一番上のほうに記載しておりますが、主な理由としましては、説明欄2の消費者自立支援対策費につきまして、これは消費生活センターで実施しております消費者への啓発及び情報提供に要する経費であります。啓発等の入札残や講師謝金等の執行残によるものであります。

また、次の3の消費者被害防止・解決支援費につきまして、これは消費生活相談員や商品表示監視等に要する経費であります。報酬や旅費等の執行残によるものであります。

次に、その下の(事項)消費生活センター設置費につきまして、221万4,000円の減額をお願いしております。主な理由としましては、説明欄2の生活情報センター管理費につきまして、これは消費生活センターが入居しております庁舎の管理経費であります。警備や清掃、エレベーターなどの保守点検等の委託料の入札残によるものであります。

次に、追加補正について御説明いたします。

お手元の「歳出予算説明資料(議案第60号)」と書いてあります冊子の3ページをごらんいただきたいと思っております。追加補正の予算額は、6,000万円の増額であり、補正後の額は、5億9,221万6,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。

次の5ページをごらんください。表の一番下の(事項)消費者行政活性化基金事業費につきまして、6,000万円の増額をお願いしております。これは国が緊急経済対策として、平成24年度補正予算に地方消費者行政活性化基金の上積みとして60億2,000万円を計上し、うち、この財源内訳の国庫支出金の欄に計上しております6,000万円について、本県に交付金として配分されるこ

ととなったものであります。このため、この6,000万円の交付金につきまして、説明欄1の基金積立金として、一般会計から当基金への積み立てを行うものであります。

なお、今回の国の補正予算措置に伴い、今年度で終了予定でありました当基金の事業期間は1年延長され、平成25年度までの事業実施が可能となりましたので、今回の追加補正を活用した事業に係る予算につきましては、次期の議会で提案させていただきたいと考えております。

補正予算の説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○日高文化文教・国際課長 それでは、文化文教・国際課の2月補正歳出予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の41ページをお開きください。文化文教・国際課の補正予算額は、総額5,315万2,000円の減額補正で、補正後の額は82億5,333万円となります。

それでは、事項ごとに補正内容について御説明いたします。

43ページをお開きください。まず、一番下の(事項)県立芸術劇場費1,185万6,000円の減額であります。

次の44ページをお開きください。内訳といたしまして、説明欄1の県立芸術劇場大規模改修事業費は、県立芸術劇場の改修経費において、入札残が発生したこと等によるものであります。2の県立芸術劇場管理費は、劇場運営に係る事務経費であります。節約による執行残が主なものであります。

次に、(事項)文化活動促進費550万3,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明欄4のミュージックランドみやぎき展開事業は、事業の実施回数

が当初の見込みよりも少なかったことによる委託料の減額であります。

次の5、みやざき芸術文化振興基金設置事業につきましては、123万2,000円の増額をお願いしております。この基金は、今年度新たに設置したものでありますが、今回の補正は、昨年未までに受け入れた寄附金などを積み増しするものであります。

6の地域の芸術文化環境づくり支援事業は、事業を実施する市町村が見込みよりも少なかったことによる補助金の減額であります。

続きまして、45ページをお開きください。(事項)国際交流推進事業費688万2,000円の減額であります。

主なものとしまして、まず、説明欄1の外国青年招致事業は、当課に配置しております、3名の国際交流員に要する経費等ではありますが、3名ともに年度途中の交代がなかったため、帰国に要する旅費のほか、報酬等の執行残を減額するものであります。

4の多文化共生地域づくり推進事業は、公益財団法人宮崎県国際交流協会への委託料の減によるものであります。

7のアンニョンハセヨ！少年少女国際交流事業は、委託料の入札残及び旅費の執行残であります。

続きまして、(事項)私学振興費2,118万8,000円の減額であります。

主なものを御説明いたします。次の46ページをごらんください。説明欄4の私立専修学校教育充実支援事業は、対象経費の減等による補助金の減、また、5の私立高等学校等就学支援金は、補助対象となる生徒数の就学月数が当初の見込みを下回ったことによる補助金の減額であります。

6の私立高等学校就職対策強化事業は、私立高等学校に就職対策専門員を配置し、卒業予定者の就職率向上を図る事業であります。実施を希望する学校数が当初の見込みよりも少なかったこと及び対象経費の減により、委託料を減額するものであります。

次の7、東日本大震災被災生徒授業料等減免事業は、被災地域から避難してきた生徒を受け入れ、授業料等の減免措置を行った学校法人に対して補助を行うものであります。現時点で該当者の見込みがないことから、減額するものであります。

文化文教・国際課の説明は以上でございます。

○田村人権同和对策課長 人権同和对策課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の「平成24年度2月補正歳出予算説明資料」の47ページをごらんください。人権同和对策課の補正予算は、905万6,000円の減額補正で、補正後の額は1億3,810万6,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

49ページをお開きください。中ほどの(事項)人権同和对策調整費ではありますが、91万8,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の1の人権同和对策調整事務費における国庫補助決定に伴う減額、会議、研修会の旅費等の経費節減によるものであります。

次に、その下の(事項)人権同和问题啓発活動費ではありますが、297万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄の1のみんなで築く人権啓発推進事業、2の人権ハートフルフェスタ事業の経費を国庫委託金の決定額にあわせて減額したことによるものであります。

一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費ではありますが、287万8,000円

の減額補正をお願いしております。これは、説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業の経費及び3の地域人権啓発活動活性化事業の経費を国庫委託金の決定額にあわせて減額したことや、研修資料等の作成経費の削減を行ったことなどによるものであります。

人権同和対策課の補正予算は以上であります。

○長倉情報政策課長 情報政策課の補正予算について説明いたします。

お手元の同じ資料の51ページをお開きください。情報政策課の補正予算は、1億4,446万8,000円の減額補正で、補正後の額は、8億2,307万4,000円となります。

それでは、主なものについて説明いたします。

53ページをお開きください。上から2番目の(事項)行政情報化推進費であります。353万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、内部講師活用による研修開催費用の減や、インターネットによる行財政情報サービスの契約見直しなどによるものであります。

次に、(事項)の行政情報処理基盤整備費であります。2,514万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、職員用パソコンの調達の入札残などによるものであります。

次に、(事項)の行政情報システム整備運営費であります。1,637万5,000円の減額補正をお願いしております。

主なものを説明いたしますと、まず、説明欄の3の県庁LAN運営費ですが、これは、県庁LAN設備保守委託内容の見直しや、庁内LANの借り上げ回線使用料について、庁舎の移設等、大きな変更がなかったこと等による執行残であります。

また、説明欄4の総合行政ネットワーク運営費につきましては、全国の地方自治体間を接続

する総合行政ネットワークの運営の負担金額が確定したことなどによるものであります。

54ページをお開きください。(事項)の電子県庁プロジェクト事業であります。6,775万8,000円の減額補正をお願いしております。

主なものを説明いたします。

まず、説明欄の2の電子申請届出システム運営事業であります。このシステムは、今年度更新したところですが、機能の見直しや企画コンペを実施した結果等によるシステム利用料の減額、同システムに係るヘルプデスクの業務委託の入札残等によるものであります。

次に、3の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業であります。これは、この協議会で運営している宮崎情報ハイウェイ21について、今年度、再構築を行ったところですが、その利用が5月からであったことから、それまでの期間の利用料が不要になったことにより、協議会への負担金が減額したことによるものであります。

次に、7の行政情報システム全体最適化推進事業であります。これは、県庁内の各種システムのサーバーの統合などにより、庁内の情報システムの合理化等を図るものですが、そのための詳細設計等の委託について、企画コンペを行った結果による執行残などであります。

その下の8のICT業務継続計画構築事業につきましては、計画策定の委託について、当初の予定より範囲を絞り込んだことによる委託料の減額や、非常用発電機設置工事の入札残などによるものであります。

最後に、その下の(事項)の地域情報化対策費であります。3,116万7,000円の減額補正をお願いしております。

まず、説明欄の1の(1)宮崎情報ハイウェ

イ21管理運営事業ですが、これは情報ハイウェイの一部として活用しております、県有光心線や本年5月まで稼働しておりました旧情報ハイウェイの機器の管理等のための費用であります。

今年度は、旧情報ハイウェイ21の機器の撤去を行いました、有用機器については他の所属等に譲渡するなど節約したことにより、委託料が減少したことや、道路工事等に伴う県有光心線の移設等がなかったことによる執行残であります。

また、説明欄の2、電気通信格差是正対策費の(1)携帯電話等エリア整備事業についてですが、本年度実施している日向市の1地区の事業の国庫補助決定に伴う減額であります。

情報政策課の説明は以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりましたが、議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 順次、お尋ねしていきたいと思えます。

まず、総合政策課の12ページの東日本大震災復興活動支援事業というのがありますが、これ118万2,000円の減額ということなんですけども、具体的事業と予算額を教えてください。

○金子総合政策課長 当事業は先ほど御説明しましたとおり、民間団体等が現地支援等を行う場合の補助ということで措置したものでございまして、具体的な事業といたしましては、事業費でございますか——失礼いたしました、合計7団体が実施をいたしまして、その事業費は1,581万4,000円となっております。予算額1,600万円を計上いたしておまして、これは、みやざき感謝プロジェクト基金から充当したものでございます。

○鳥飼委員 団体名二、三と事業概要をちょっと御紹介ください。

○金子総合政策課長 例えば、一番額をいいますと、宮崎文化本舗さんなんですけど、これは気仙沼市におきまして、いわゆる中間支援組織の設立の支援を行った300万の支援事業をやっております。

それから、みんなのくらしターミナルさんが、230万円を使いまして、男女共同参画によります地域の支え合い事業復興支援というふうなことをやっております。

それから、あとこれは清武町のレインボースポーツクラブというところなんですけども、これはスポーツ少年団の交流活動というふうな形で270万ほどの事業を展開しているところでございます。

以上のようなところでございます。

○鳥飼委員 こちらから向こうに出て、向こうに行くというか東北地方に行く、それか東北地方から子供さんなんかを呼んでいろんな支援活動を行うということで理解していいですかね。

○金子総合政策課長 私どもの課の事業は、基本現地に行って、現地での活動ということでございまして、市町村課のほうが別の事業を持っております、市町村課は逆に現地の子供たちを宮崎のほうにお迎えして夏休みのいろんな交流事業をやるとか、そんな形でちょっとすみ分けをしているところでございます。

○鳥飼委員 あとちょっと飛びますけども、中山間・地域政策課のどこなんですけど、これの32ページが一番下、移住定住促進費で、東日本大震災被災者受入応援事業というのが286万9,000円の減額というふうになっておりますけども、この予算額と具体的な支援の内容をお聞かせください。

○川原中山間・地域政策課長 東日本大震災の関係でございます。

当初予算2,400万ということで、10名分の賃金ということで承認をいただいております。結果といたしまして、当初、平成23年度分からの継続受け入れということで8名と、新たに年度途中で途中退職があったこと、あるいは1年間という雇用期間の終了によりまして2名の方が雇用期間が満了したということで、3名外れまして、追加の受け入れということで募集しまして、新たに2名の方を追加採用いたしまして、現段階では8名の方を雇用させていただいております。

以上です。

○鳥飼委員 そうしますと、委託をして賃金をそこに補填をして、どんな形になるんですかね、具体的には県が雇用するというじゃないでしょうか、この補助金額というのはどういうふうに流れて、どういうことを被災者がして、給与として入ってくるんだろうと思うんですけども、流れをお示してください。

○川原中山間・地域政策課長 これは実際被災者を受け入れていただく地元の団体企業さんに対して、雇用をいただいた場合に委託料という形で委託料をお支払いするという形でございます。

○鳥飼委員 この10名の方は罹災証明とか何かそんなものを持っておられるということなんでしょうか。

○川原中山間・地域政策課長 私どもの事業におきましては、罹災証明というのも絶対条件とはしておりません、要件としましては、災害救助法の適用地域で被災を受けられて失業された方、あるいは当該地域に居住していた方で、新たに職を求められる方といったようなことで、そういった要件を証明する資料としましては、今言いました罹災証明でありますとか、あるいは

は住民票でありますとか、そういったもので確認をさせていただいております。

○鳥飼委員 わかりました。罹災証明なり災害救助法の適用地域内というようなことです。それから、総合政策課の分については、現地での活動を支援をするというようなことです。市町村課でも行っているということで、それでどこが、被災者の支援活動のまとめ役のところというのはどこになるのでしょうか。

○金子総合政策課長 これにつきましては、東日本の支援プロジェクトの基金を管理しております危機管理課が全体的な窓口という形になっておりまして、各課関連するところを分担していくというふうな体制になってございます。

○鳥飼委員 そうしますと、本会議でも私はお尋ねしたんですけど、罹災証明、被災証明、災害救助法の適用地域とかいろんな、そういう法的な根拠のところについては何らかの支援が措置があると。そういうものがない、いわゆる自主避難の方に対する支援というのは、ほぼないと思っていいんですか、あるのでしょうか。金子課長のところの所管ではないかもしれないけども。

○金子総合政策課長 そうですね、ちょっと所管外ではありますけども、基本的に公的な証明等で確認されるものというのは、基本的には支援していく上での基本かなというふうに思われますけども、ちょっとまた詳細は確認したいと思います。

○鳥飼委員 それで、総合政策課は、まとめ役の課ですからお願いしたいのは、そういうふうな何らかの根拠があって支援をするというのがあるんですよね。どこでどういう支援をして、どういう活動をやってというのをまとめたのをいただけないかなあと。

それともう一つは、そういう自主避難の方ももちろんいるわけで、そういう人たちに対する支援というのは、危機管理局なりが届けがあればお知らせみたいなのを向こうから送ってきたのを、またお送りするようなことをやっておられるような感じなんですけど、そういう自主避難の人たちに対する何らかの支援というのが行われているのか。できたら準備を後日でもいいんですけど、申しわけないけどお願いできたらと思うんですけども。

○金子総合政策課長 御指示の点、了解いたしましたので、ちょっと危機管理課のほうとも確認して提供させていただきたいと思います。

○黒木委員長 お願いします。

○鳥飼委員 続けて、秘書広報課の17ページの広報活動費の5の県ホームページ情報発信事業489万2,000円の減額ということで、入札残というふうなことなんですけども、具体的な委託先なり、それとか情報の修正とか新たな追加とかいろいろあると思うんですけど、具体的にはどういうふうな取り扱い業務として進めておられるのか、お尋ねします。

○藪田広報戦略室長 今回の補正で減額をお願いしております県ホームページ情報発信事業につきましては、ホームページ関連で委託が数件ございまして、県のホームページの運用管理、それから各課がホームページを作成するときに当たりましての作成の支援、具体的に広報戦略室のほうにヘルプデスクを設けまして、そこに委託先の職員の方に来ていただいて、いろいろアドバイスをいただくというようなことの事業をやっております。その業務におきまして、入札残等が発生したという内容になっております。

○鳥飼委員 この項についてはわかりました。

そうしますと、県のホームページがありますよね、知事の顔があつてから、ずっとあるんですけど、これを管理をしているところはどこになるんですか。

○藪田広報戦略室長 県のホームページ作成につきましては、それぞれの項目につきましては各課のほうで作成していただきますが、全体の最終的なホームページの掲載等について、最終的な責任権限は私ども広報戦略室のほうで持っております。

○鳥飼委員 そうしますと、どこかに委託をしてるんですよね、ホームページ、入力には県の職員がやるんで、サーバーというんですか、運営管理というのは、そこはどんなふうになっているんですか。

○藪田広報戦略室長 今、委員からのお話がありましたとおり、サーバーにつきましては、やはり予算の中で委託をしておりますけれども、基本的には運営に当たりましては、先ほど申し上げましたホームページの管理運営の委託、ヘルプデスクを設けておりますけど、そこと県のほうで運営をしております。

○鳥飼委員 わかりました。それから次に、統計調査課の22ページ、就業構造基本調査費653万7,000円の減額が出ております。それが就業構造基本調査というのは、労働力の現状を見るのに極めて重要な資料だというふうに思っているんですが、調査の概要と今後の公表なりをしていくと思うんですけども、スケジュールをお知らせください。

○稲吉統計調査課長 就業構造基本調査につきましては、今委員のほうからありましたように、国民の就業について雇用形態あるいは収入の実態を調査しまして、全国あるいは地域の就業構造に関する基礎資料を得るということを目的に

5年ごとに実施しております。

今後の予定としましては、国のほうがことしの7月に公表します。それを受けまして、県のほうでもことしの12月には公表を行いまして、調査結果の概要等をまとめたというふうを考えているところです。

○鳥飼委員 わかりました。その際お願いしたいのは、統計課ではなくて統計調査課ですから、分析ですね、ぜひしっかりしたものを分析していただいて、自分のとこの分野じゃないから要らん口を出すなという関係課があるかもしれないけれども、統計調査課としての分析をしっかりお願いをしたいというふうに思います。

続けて、総合交通課に入らせていただきます。

総合交通課の一つこの27ページなんですけど、地域交通ネットワーク推進費というのがあります。C I Qの体制とかこういうのがあります。その下にも地域交通ネットワーク推進費と同じのが上がってる——同じですよ、これね、地域交通ネットワーク推進費で、これ地方バスのほうなんですけども、事項が別になっているのはどういう……。

○日下総合交通課長 上のほうは広域交通ネットワーク推進費でございまして、下のほうが地域交通ネットワーク推進費でございます。

○鳥飼委員 済みません、眼鏡かけます、辛抱して。失礼しました。それで、下のやつですが、地域交通ネットワーク推進費なんですけども、地方バス路線運行対策費ですから生活路線とかいうところの国とあわせた分とか、そういうものがあるというふうに思いますけど、未来につながる地域公共交通ネットワーク創造事業というのはどこか何か書類になってたようなんですけども、宮崎県内のバスを含めた対策をどうやっていくのかというのが非常に大事で、日下課長

が来られる前任の方の最後の年から始まったような感じで、県がリードをしていくというのは非常に大事だというふうに思っているんですけども、現状のこれの進捗状況についてちょっとお話を下さい。

○日下総合交通課長 御指摘いただいたとおり、路線バス検証会議を昨年の2月から開催を7つのブロックごとに行わさしていただいています。昨年度の2月から合計で各7ブロックにて3回ずつこれまで開催をしてきているところでございます。

ちなみに、後ほどその3回の議論を踏まえた平成24年度における検証会議取りまとめを報告事項として、内容につきましては御説明させていただく予定でございますけれども、それによろしいでございますでしょうか。

○鳥飼委員 それで結構です。私もそれをちょっと見させていただいておりましたので、念のためと思ってお尋ねしました。

それから、中山間地、またもう1回来ましたけども、補正額が1億2,457万5,000円、補正後が4億6,200万ということで、4分の1の減額ということになっていきますよね。大きいのは市町村間連携支援基金事業というのが、推進計画がおくれたために執行できなかったというような御説明があったんですけども、ちょっと額が大きいかなと思うんですけども、それで市町村連携基金の額と推進計画がなかなかうまくいかなかったという事情、まず基金の額をお尋ねしたいと思います。

○川原中山間・地域政策課長 5億円でございます。

○鳥飼委員 5億円で、これは新規事業で始まった分だったと思いますけども、市町村の理解といますか、市町村同士の理解、市町村でまず

話し合ってもらわなくてはいかんから、この地域とこの地域でこういう計画を立てましょうというので、難しいところもあったのかもしれないんですけども、その辺の原因、計画策定できなかった原因について、詳しく説明いただきたい。

○川原中山間・地域政策課長 この連携計画でございますけども、県内8圏域ごとにその地域の課題でありますとか、今後の振興の方向性等につきまして協議していただきまして、各地域の現状、課題あるいは目指すべき将来像、あるいは計画実現に向けてのいろいろな事業の方向性、こういったものを定めていただくということでございます。

例えば、延岡圏域でありますとか、都城圏域でありますとか、いわゆる定住自立圏等が既に形成されておりました、既に圏域での課題の洗い出しとか、いろんなそういったもの等が、その圏域でのいわゆる振興計画的なものがある程度見えている地域につきましては、比較的スムーズに計画の策定が進んだとは思っているんですけども、そういったベースがないところにつきましては、圏域に共通する課題でありますとか、あるいは今後の一体となった取り組みの方向性等を一から協議していきたいといったような市町村の要請もありまして、時間を要したところでございます。

市町村といたしましては、せっかくの基金事業でございますので、将来を見据えた形で、より効果のある計画なり事業計画を定めたいという意向もございますので、このような形で若干時間がかかったという地域はございます。

以上です。

○鳥飼委員 わかりました。なかなか難しいと思います。ただ、これは地域を越えてもよかつ

たんですよね。だから、例えば西都の伊東マンショと日南の伊東マンショ、それぞれ俺のどこだと何かでしたよね、銅像が立ったりしていませんんですけども、それで連携をとってとか、そういうようなのも考えられるのかなあということで、ぜひ成果を新年度に向けてまた取り組まれると思いますので、出していただきたい。

次に、生活・協働・男女参画課、この消費生活センター設置費というのがありますよね、舟田次長が前おられたところなんですけども、非常にいろんな悪質な人たちが出てきていますよね。そうするとそこの役割というのが、非常に今後大事になってきているのかなあというふうに思うんですけども、今度のやつで先ほどの補正で基金の積み立てというのはなかったですか、あったですか——この別冊の5ページに消費者行政活性化基金事業6,000万ということで、補正後が1億3,500万ということになっているんですが、25年度までということになりますけども、これ取り組みは1年延びたといっても今度までですから、執行ですよ、これはどういうことになりますか。

○松岡生活・協働・男女参画課長 今回、基金を積み立てていただくことになりますので、その結果を受けて事業内容につきましては、次の議会で予算を含めまして提案させていただきたいと考えております。

○鳥飼委員 そういうことですよ、しっかりざんきが出ないこと、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。あとは時間が残ったらやるということにします。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんでしょうか。

○星原委員 まず、総合政策課の13ページの先ほど説明いただいたんですが、カット野菜工場

とかいろいろ推進事業ということで、予算が執行、もう1回ちょっと詳しく説明いただけませんか、1,000万事業として、この事業自体はどれぐらいの数字になっていたんですかね。

○金子総合政策課長 これは事業費1,000万の補助制度というのを用意していたところでありまして、今回丸々減額ということになりました。それで、これにつきましては省エネ、それから新エネの組み合わせによりまして、例えばさっき御紹介しましたようなカット野菜の冷凍冷蔵設備を持った工場内において、組み合わせによって展開できないかとか、あるいは鶏舎、畜舎の空調設備、そういったものに活用できないかという形で、これは民間企業と一緒に進め、計画にしておりました。

国の公募事業にも手を挙げました。国のやはり有利な点は、10分の10ということで非常に厚遇なんですけども、ところが県事業のほうについては、2分の1という形もありました。

それがもう一つと、財源に開発基金を使っておるんですが、あれの財源もやはりなかなか最近取り崩しを多くしてきておりまして、なかなか余裕もなくなってきているということもありまして、まずは、公募事業から使えということで、条件がつかましてそれをやったんですが、残念ながら不採択という形で、じゃあ2分の1事業ということも残りの負担分が自己負担があるんで、それについては民間企業もちょっと厳しいということ。次のチャンスを狙おうということもありまして、結局、事業全体が落とさざるを得なくなったというのが実情でございます。

○星原委員 わかりました。それじゃ、28ページの高千穂線鉄道施設整理基金事業ということで、先ほど何か先送りされたということなんですけど、結局先送りされたということは今後も継

続していくことと、この施設の撤去に要する経費ということで説明欄に書いてあるんですが、今後まだかなり撤去していく経費の全体的なものというのはどれぐらいある。

○日下総合交通課長 高千穂線の施設の撤去につきましては、平成32年度まで順次各年度ごとに撤去作業を行っていく予定であります。合計でございますけれども、総額といたします撤去費用といたしますは、12億845万円を総額で予定をしているところでございます。

こちらにつきましては年度ごとに県、それから旧沿線の市町村で積み立てを行って基金を形成しておりますので、その基金から各年度ごとに必要な撤去費用に応じて取り崩して支出をしていくという形で作業を行っていくことになっています。

○星原委員 結局、残が県のほうが1,600万だということは、各沿線市町村のほうの対応がそれだけの分だけ対応できなかったと理解していいんですか。

○日下総合交通課長 当年度、撤去予定であった施設が後年度に先送りになったということ、いずれ撤去はする予定ではいるんですけども、今年度は行わなかったということでございます。

○星原委員 そうすると、これから平成32年度まで結局市町村財政が厳しくなっていくたら、こういう形で先送りされていって——その期限内に何とか整理がつく予定なんですか。毎年決められた形で進めていかないと、最後厳しくなるんじゃないかなという気もするんですが、そういうことはないんですか。

○日下総合交通課長 毎年市町村が出す額というのはもう決まっているところでございますので、今回先送りになったのは、決してそういった予算上の問題で先送りになったわけではござ

いません。あくまで活用だとか、実際の作業工程上、先送りになったということでございます。

○星原委員 もう1点、今度は45ページの文化文教・国際課なんですけど、この国際交流推進事業ということであるんですけど、この中の6番の東アジア民間交流促進事業ということで、96万8,000円減額になっているんですけど、これはもともとの事業費はどれぐらいで、中身をもう少し交流事業ということなんですけど、中身をちょっと詳しく教えてもらいたいんです。

○日高文化文教・国際課長 この東アジア民間交流促進事業の補正前の予算額は305万円で、96万8,000円減額いたしましたので、208万2,000円になりました。この事業の内容でございますが、東アジア地域との多彩な分野の交流を促進したいということで、芸術文化、スポーツ等の分野で活動している民間団体を今のところ台湾のほうに代表者を派遣いたしましたして、台湾に参りまして、向こうの団体と交流すると。そして、その後宮崎のほうにその団体の代表者に来ていただきまして、宮崎でも交流していただきまして、2回のそういった話し合いを通しまして、それ以降の団体同士の交流促進につなげていくという事業でございます。

○星原委員 そこで、今回提案されているのに東アジア経済戦略とかということでやられているんですけど、東アジアで今の説明だと交流事業は台湾だけということなんですけど、今回25年度の中で韓国、台湾、香港、インドネシア、タイとかありますよね。結局、私はこういう事業の中で皆さん方がそういうそれぞれの国といろいろ交流する中で、今回の事業に結びつけようとしたのかなと思って聞いているんですよ。

だけど、今の話だと名前は東アジア民間交流

促進事業となっているけども、台湾だけだった。ほかのどこあたりの25年度から取り組もうとするために、そういういろんな交流を深めてきて、今回のそういう流れになっていったのかなあと考えてたんですけど、そうじゃないんですね。

○日高文化文教・国際課長 これは名称を東アジアの交流促進事業ということで出しておりますが、以前は、平成15年度から平成20年度までは韓国とこういった交流事業をやっておりました。6年間やってきたということで、ある程度交流する団体も延べ56団体ということでかなり数も多くなりまして、ある程度団体が固定されてきたということで、いわゆる韓国との交流事業はひとまず置きまして、20年度から台湾との交流事業を今進めております。

基本的には東アジアでございますから、本来は委員がおっしゃいましたように、それ以外との国との交流も進めていく必要があるんじゃないかということは、十分趣旨からしたら当然だと思っておりますが、まず第一に経済的に、あるいは日程的に一番有効であるということで、定期便が韓国と今台湾との間で宮崎とございますので、そういうのをまず優先してこの事業をやっていきたいということで、今のところそういう日程的、経済的な理由から台湾をターゲットにやっているということでございます。

○星原委員 そうすると、韓国との間では56団体と交流ができて、一応今度民間のほうに大体県の目標の交流事業が進んできたんで、あとはもう民間が促進していけばいいというふうにして、次は台湾ということでそういう目標を定められたというふうにとるわけですが、やはりそうなるくと、毎年同じような団体だけじゃなくて、目標を——いろいろ交流していこうとすれば、こういう団体とつなげていこうという

ことでやられていると思うんですね。

だから台湾とは今どういう文化芸術とかスポーツとか言われたんですが、今どれぐらいの団体との交流人口があるのか。

○日高文化文教・国際課長 済みません、これは平成20年度から交流を進めておりますが、20年から、今年度やっている分につきましては来年度以降の交流になりますので、23年度そういう代表者の交流を通して具体的にどれだけの団体、あるいは人数かということになりますと、実績で申しますと、宮崎から台湾へ行かれた方が通算で530名ぐらいと、台湾から宮崎に見えた方が425名ぐらいということで、大体950名をちょっと超えるような方々との交流ができておるということでございます。

また、回数で申しますと、宮崎から台湾へ16団体というんでしょうか、16回、台湾から宮崎へ12回ですから、合計28回、そういう交流の実績があるということでございます。

○星原委員 わかりました。また後でやります。

○宮原委員 統計調査課の21ページの職員の人件費のところ、38名が36名に人数が落ちましたという話もあったと思うんですが、当初予算組んでから職員の数というのが減るという形になるんですかね。

○稲吉統計調査課長 当初予算を作成する段階では、前年度の1月1日現在の現員現給で予算を計上しますので、翌年度4月1日になりまして、いろんな人事異動とか行政改革の関係で職員数というのが確定しますので、最初の当初予算の段階では前年度の職員の体制という形で予算を組んでおりますので、その差が出てくるということになります。

○宮原委員 この人数の2人の差というのが、この統計調査から仕事に関しては負担が大きく

なっている人がいるということにもなるんですか。それか数が、調査項目が減っているということにもなるのかな、そのあたりはどうなんでしょうか。

○稲吉統計調査課長 確かに2人減になりましたので、2つの担当の職員をそれぞれ1名ずつ減らしました。これについては、新年度に事務分掌の見直し等をしまして、結果的にはほかの職員がその1名分の業務をそれぞれ分担しながらということ、事務分掌を見直すということで業務の平準化ということで、係全体で取り組んでいくということで対応しているところです。

○宮原委員 わかりました。その数でできたんじゃないかと言われてたら、その数で人数的に、減ってそれでこなしてしまうとできるじゃないですかという、もっと減らせという話になると余りいいことじゃないのかな、そう思ったところです。

○稲吉統計調査課長 これまで大体30名の職員で配置されていますが、平成22年は国勢調査という大規模な調査がありますので、これについては1名増員という形で人事課のほうでも配慮いただいております。そういう中で、大規模調査等につきましては、こちらの課としても、必要な人員ということで事前に申し上げて、そういうお願いをして体制をつくっていただいておりますので、業務については年度、多少いろんな周期調査の多い少ない等もありますけども、そういう中で状態を見ながら業務を行っているところでございます。

以上でございます。

○宮原委員 一生懸命やっただけから、極端に無理が来ないように、いないとやっぱり大変かなというふうに思いましたので、そこは質問させていただきました。

あと文化文教・国際課の44ページの中で、先ほど文化活動促進費の中でミュージックランドみやざき展開事業、そして地域の芸術文化環境づくり支援事業が実施回数が少なかった、あとは市町村の取り組みの数が少なかったということで減額になっているんですけど、どの程度少なかったということになるのでしょうか。

○日高文化文教・国際課長 まず、ミュージックランドみやざき展開事業でございますが、これは市町村等が実施する県内アーティストによる音楽公演を実施するものでございますけれども、見込みでは大体15回分の委託料を見込んでおりましたけれども、各市町村等からの希望が4つの団体にとどまりましたので、執行残が生じました。

あと、地域の芸術文化環境づくり支援事業ということで、こちらのほうは市町村が実施するさまざまな地域の文化事業に補助する事業でございましたが、当初予算では上限50万ということで10件の見込みを立てておりましたけれども、実際には市町村からの申請が6件にとどまりましたので、執行残が生じたものでございます。

○宮原委員 わかりました。もう1点、46ページのところで、これは私学振興費のところで、6番で私学高等学校就職対策強化事業というところが実施する学校が少なかったということなんですけど、就職、大変今厳しい状況というふうに思っているんですが、実施する学校が少なかったということは、私学のほうは就職率がいいという状況ということなんですか、お聞かせいただけますか。

○日高文化文教・国際課長 この私立高等学校就職対策強化事業でございますが、平成22年度からやっている事業でございますが、私立の学校に就職対策専門員を1名設置するという事業

でございます、見込みでは10校を考えておりましたけれども、8校が希望されましたので、その分が補正減ということで出させていただきます。

就職率等につきましては、21年度末、この事業をする前が私学でいきますと89%でございましたが、年々上がってきておまして、23年度末では98.0%ということで、大体10%近く、これ私学の高校の全体の就職率でございますので、やっぱり対策強化事業の効果というんでしょうか、これはかなり大きいものがあるんじゃないかというふうに考えております。

○宮原委員 今言われたように数字から見たら非常に実績が出ているのであれば、やっぱり10校予定されているのであれば、設置されていないところにも極力実績が出ていますからということで、予算組んでありますから、実施されるように御努力をお願いをしたいと思います。

あともう1点、東日本大震災被災生徒授業料等減免事業、これ該当者がなかったということなんですけど、これは何人を予定されてたんでしょうか。

○日高文化文教・国際課長 これは小学校、中学校、高等学校と専修学校も含めまして、人数としては当初は6名の積算で予定しておりました。しかし、実際に見込みがございましたので、高校の1名分、出てくるかもわかりませんので、1名分を残しまして補正減をさせていただきます。

○黒木委員長 よろしいですか。

○岩下委員 国際交流推進事業なんですけども、外国青年招致事業、結局これは国際交流員とは違うわけですか。

○日高文化文教・国際課長 これは今委員おっしゃいましたように、国際交流員を当課のほう

に3名雇用しておりますので、その国際交流員の雇用に係る費用でございます。

○岩下委員 国際交流員、今県で3人だといいますけども、何年ぐらい続けていますかね、もう。というのは、国際交流員がみえてる、各市町村にも国際交流員がいるというのは聞くんですけども、果たしてまだずっとそのままがいいのかな。何か成果とか効果とか、今は外国人も随分ふえてきて、その方々がやっている本当の目的とか、そういったのをちょっと私もわからなくなっただけです。実際、宮崎県は何年ぐらい前から始めてるんですか。もう20年、30年ぐらいですか。

○日高文化文教・国際課長 済みません、何年からこの国際交流員を——これ県の国際交流員ということでしょうか、全般的な——ちょっとそれはいつからかというのはまた調べさせていただきます。

今国際交流員が県内に13名、あと外国語指導助手ということで、ALTとありますが、この方が63名ございまして、76名ございます。国際交流員というのは、一つにはALTさんのいろんなカウンセリングなんかもする業務がございますし、あと翻訳とか、通訳とか、そういう業務がございまして、かなり私としては県あるいは市町村の国際化に非常に役立っていただいているんじゃないかというふうに思っております。

○岩下委員 国際交流員同士で、例えば各市町村に国際交流員が来ると、その皆さんたちが集まってどこどこ料理をつくりましたっていう新聞とか、そういったのは聞いてるんです。ALTというのはもちろん学校で英語指導とかそういったのをやってるわけですから、本当に国際交流員の役目を今、通訳とかそういったのをしていますけど——国際交流員だけで、大体年

間予算はトータルでは幾らですか。今残はこの金額が出ています。

○日高文化文教・国際課長 外国青年招致事業の予算でございますが、補正減した後の金額が1,547万1,000円ということでございます。当初予算がですから、1,755万6,000円で、それが1,547万1,000円になったということでございます。

○岩下委員 国際交流員がせっかくいらっしゃる。しかし、ほとんどの方は県民はあったこともないというのがもちろんあると思うんです。ですから、何か来ていらっしゃるそのかがあるような、そういったことを仕組んでいただくとありがたいかなと思います。

○日高文化文教・国際課長 今通訳とか翻訳のお話ししましたが、それ以外に委員がおっしゃいましたように、結局、小学校、中学校、高校に参りまして、そういう国際のいろんなことを理解していただくということで、外国に興味を持っていただいて、みずから大きくなって国際交流を進めるような子供になっていただきたいということで、いろんな小・中・高回っていただいておりますが、その数も年間に46件とか、かなり数も多くしておりますので、これからの子供たちをそういうことで国際化を進めるという意味では、非常に力を出していただいているんじゃないかと思っておりますし、また、各市町村でいろんな国際交流についてのいろんな催し物が、フェスティバルがございまして、それに積極的に、これは土曜日曜が多いんですが、それに国際交流員も参加しまして、そこで各地域での国際交流を進める手助けをしているというのがございますので、できるだけこういう形で幅広く活動をしていただくように進めていきたいと思っております。

○有岡委員 総合交通課のほうからお尋ねしたいと思うんですが、資料の27ページの案件で、地方バス路線等運行維持対策事業という項目がございますが、きょうの今回の資料の中の資料1で、「路線バス検証会議」とりまとめという資料をいただいていますので、それとあわせてちょっとお尋ねしたいと思います。

この資料の中でいきますと、バス路線が負のスパイラルに陥っているという表現がありまして、今、きのうもちょっとエコ通勤割引バスというのがあったんで言わさしていただいたんですが、やはりどうしても必要な方がいらっしゃると、路線バスがなきゃ困るとい方が確かにいらっしゃるとい現状の中で、先ほどの説明では、予算額が4,216万5,000円の減額、これは国の路線単価等の補助額の減額に伴うものだというお話があったんですけど、この対策事業という項目を広く捉えたときに、現状をもう少し詳しく聞きたいんですが、地域間の幹線道路、国、県、市町村が負担しながら運用している。しかし、これからはますます疲弊していく中で、路線が廃止になっていくという、この毎年毎年見直しをしていけない現状ですね、予算は残っている現状で、もっと対策をとれたんじゃないかというふうに私は思うんですが、今の現状と対策の状況ももう少しおっしゃっていただきたいと思いますが。

○黒木委員長 有岡委員、路線バス検証会議のまとめについては後で報告事項でありますので、その内容については後でということで、補正予算に関して。

○有岡委員 わかりました。4,216万5,000円減額になったという背景をわかる範囲で。

○日下総合交通課長 27ページの減額のところの、まず詳細のところを説明させていただきま

す。

先ほども説明申し上げましたが、国の単価が見込みよりも低かったというところが一つ大きな減額の要因でございます。単価、まず国のほうで単価に基づいて額が決まって、それと同額を県のほうで補助するという形で行っていることから、そのようなことになっております。

また、あわせて車両の購入等に伴う減価償却費等の補助、これも今回少し補正で減額をさせていただいております。これも宮崎交通さんのほうで購入をする時期が多少ちょっとおくれたということで、それに伴って減価償却費総額も減ったことなどによりまして、今回補正で減なっています。

また、廃止路線代替バスの補助、これもこの中に入っているわけでございますけれども、こちらにつきましても、一部コミュニティバスへの再編が行われた結果、廃止路線代替バスの対象ではなくなった路線というのが幾つかございまして、そういったことなどによって、額のほうが減額させていただいているという状況でございます。

○有岡委員 わかりました。また後ほどまた詳しくお尋ねしたいと思います。

このページのもう1件ですけども、国内外の航空交通ネットワークの形成に要する経費ということが、金額はわずかな金額ではあるんですけども、この項目で宮崎空港の利用状況を見ますと、国際線もそうですが、よそから来られる方が7、こちらから出で行く方が3というふうな、そういう比率でかなり県民の利用というのが少ないんじゃないかというふうに解釈してたんですけども、そこら辺の捉え方はどうでしょうか。

○日下総合交通課長 おっしゃるとおりでござ

いまして、従来より向こうから来られる方に比べてこちらから行く割合、海外に行く割合のほうが低いという状況というのがございました。

そういった中で、県のほうではさまざまな利用促進事業、例えば団体の支援、団体で海外への航路に乗られる方への支援であるとか、修学旅行補助であるとか、そういった取り組みを通じて、何とか日本からの海外、定期便を利用して行く方をふやそうという取り組みを行ってきているところがございます。

ただ、今年度の状況といたしましては、いろいろな例えば尖閣問題であるとか、竹島問題であるとか、残念なことにそういった問題もありまして、今年度も引き続いてちょっと日本人の割合が低いという状況が続いているという状況でございます。

○有岡委員 了解しました。また今後取り組みを検討していきたいと思っております。

続いて、中山間・地域政策課の件で32ページに、先ほど鳥飼議員のほうで質問されました市町村との連携支援基金事業ということで、今の現状についてある程度理解できたんですが、ことし24年度に取り組んだことによって、何らかのアクションがあったと思うんですね。そういうどういったアクションがあつて25年度につながっていくのか、現状、幾つか動きがあったと思うんですが、そこら辺の情報を知りたいと思っております。

○川原中山間・地域政策課長 市町村間連携支援基金事業でございます。市町村間連携計画を各圏域で策定いただきまして、その中で今後の事業の実施計画等を各圏域ともワーキンググループ等を設定いただきまして、具体的な事業の検討段階に入っておるところでございます、今鋭意各圏域で検討を進めているところござ

います。今、聞いているところを若干申し上げますと、例えば宮崎東諸地域でありますと、綾ユネスコエコパークが認定になりましたけども、そういったものを活用したといえますか、より活用するためのいろんな取り組み事業をできないかということで検討していただいているとか、あるいは南那珂等につきましては、子育て関係の何か環境整備なり支援事業はできないかということで検討いただいているとか、あるいは西諸については、ジオパーク関係で共同事業はできないかとかといったようなことで、各圏域とも鋭意事業化に向けて検討いただいている状況でございます。

○有岡委員 どうぞ中間に入ってください中で、また仲人役をうまくやっていただければありがたいと思っております。

もう1点お尋ねしたいと思いますが、生活・協働・男女参画課の37ページになりますが、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業、この説明がなかったんでうまく理解できなかったんですが、468万5,000円の支出がある中で、141万5,000円減額があるという中で、私、よく防犯灯の話が市町村レベルでは出るんですけども、赤色灯をつけることによって防犯効果があるとか、いろんな事案があるんですけども、こういった、そういった具体的な地域の要望とか、そういった対策というのは話題にならなかったのか、お尋ねいたします。

○横山交通・地域安全対策監 この犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業についてでありますけれども、県民会議を中心に官民一体となった取り組みを推進するというところで事業を進めておりますが、ただ、防犯灯とか、そういうものにつきましては具体的に意見、要望等は上がってきておりません。これは具体的に市町

村におきまして、地域住民からの要望等を受けて対応しているものと思われま

す。県民会議年1回総会を開催いたしますけれども、その中でいろいろ道路環境整備とか、防犯灯の設置とか、そういうものについては具体的な申し合わせをいたしまして、それで取り組みましようというような取り組みをなしているところでございます。

○有岡委員 ぜひ今後LEDの交換とかいろんな話題が、駅周辺とか話題になってくることと思

いますので、また情報収集していただき、またこういった後押しをしていただければありがたいと思っております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。
○日高文化文教・国際課長 先ほどの岩下委員の御質問で、本課のほうに国際交流員はいつごろから設置しているのかという御質問ございましたが、この外国青年招致事業が昭和62年の8月に始まりました。それで、本課のほうにも昭和62年から、このときは人数はお一人でしたけれども、昭和62年から雇用しております、それからずっと現在に至りますまで、人数はふえておりますけれども、雇用しております状況でございます。

○岩下委員 大体何年間が条件なんですか。
○日高文化文教・国際課長 雇用の契約そのものは1年1年ということになっておりますが、基本的には3年間が期間になっております。ただ、非常に能力、人格すぐれている場合には、最長5年まで延長できるということになっております。

○岩下委員 今見えているのはどこの国からですか。

○日高文化文教・国際課長 3名は男性1名が

アメリカから、あと女性2人おりますが、1人がシンガポールからと韓国からの3名になっております。

○岩下委員 日本から国際交流員で出かけているという国はあるのですか。外国から招聘されている、国際交流員として日本人が行っているというケースは宮崎県からあるのですか。

○日高文化文教・国際課長 この事業そのものは外国青年を招致する事業でございますから、この事業で行くことはないんですが、ただ、JICAのボランティアとか、いわゆる青年海外協力隊ですね、それで2年間若い方が行くということで、いろんな分野がございますけど、例えば向こうの学校の理科の教師になるとか、小学校の先生になるとか、いうことで行かれてる方はもちろん宮崎県からおられます。

○岩下委員 ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに議案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それではその他の報告事項についての説明を求めます。

○金子総合政策課長 それでは、お手元に配付してございます資料3、それから資料3関連資料、TPPの関係について御説明をさせていただきます。

まず、資料3でございます。「宮崎県TPP協定対策本部第1回会議資料」ということで、3月5日に設置したものでございます。

1ページあけていただきまして、本部の設置要綱をつけてございます。もう御案内のとおり、幅広い分野に影響があるということで、本県の経済あるいは県民生活ということで、どのような影響があるのかをしっかりと把握し、対策を検討していくという趣旨で設置したものでござい

ます。

第2条に所掌事務ということで、情報の収集、影響の調査分析、それから県の対策の検討。で、組織でございますが、右のほうに知事を本部長とします各部局長レベルの本部と、それから、下のほうにございます総合政策部長を幹事長とします幹事会という形の二部構成になっているところでございます。

3ページ以降につきましては、経緯を整理したものでございます。白丸が国、黒丸が県内、二重丸が海外の動きという形で整理しております。ちょっと時間の関係上全部は御説明できませんけれども、そもそもこの問題につきましては、平成22年10月、当時の総理が参加を検討というようなことがにわかにかきまして、それ以降、動きが生じてきたところでございます。

そして11月15日には、県として初めて国民的合意が得られるまで十分かつ慎重な検討をという要望活動をやっております。同時に、県議会におきましても、反対の意見書というのを採択されたというところでございます。

それから、平成23年も9月にはやはり2回目の県議会の意見書採択ということがございました。

4ページをちょっと飛ばさせていただきます、5ページ、これも6月でございますけれども、3回目の採択ということでございます。その上にメキシコ・カナダと書いてございます。これで現在、当初4カ国でスタートして11カ国、現在の状況というところでございます。

下のほうでございますけれども、自民党の政権公約ということで、6項目が盛り込まれたところでございます。そして、12月に新政権が発足ということです。

6ページにまいりまして、右の1月11日でご

ざいます。これは「国の施策・予算に関する要望」ということで、国あるいは県関係の国会議員等に対しまして要望活動、T P P関連も、以外もありましたけれども、これも重点的にやったところでございます。

知事が議会でも御答弁申し上げておりますとおり、具体的な情報と対応方針の説明、あるいは意見交換の実施、国民的合意の形成、拙速な参加表明の回避というような形で要望してまいりました。

2月23日、日米共同声明で、明文化という形で確認をされたところでありまして、包括的で高い水準の協定を達成し、全ての物品が交渉対象とした。そして2ぽつ目にありますとおり、センシティブティ、いわゆる重要品目が存在すると、日本では農産品、アメリカでは工業製品というような表現がございました。3つ目でございますが、T P P交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないということを確認された。最終的な結果は交渉の中で決まっていくというふうなことでございました。

総理が帰国され、25日には自民党役員会で参加表明の一任をとられまして、そして28日に施政方針演説をされましたけれども、今後、政府の責任において交渉参加について判断していくということを述べられました。

知事のほうもこういった急速な動きを受けまして、庁内に部局横断的な対応本部をつくっていくということ表明させていただきました。

それから、J Aからも知事への要請が——国への働きかけに対する要請等も受けたところでございます。

そして、3月4日に県議会のほうで全会一致で4回目の意見書が採択され、そして5日に対

策本部を設置、第1回目の会議が開かれたという、これまでの経緯でございます。

今後につきましてですが、今ちょうどシンガポールで16回目の会合をやっております。そして、これは新聞報道等によりますと、10月にAPECがあり、そこで交渉大筋合意、あるいは年内に交渉妥結というふうなのが報道をされているようなところでございます。

次の7ページ、お願いいたします。これは農政水産部が、平成22年に国の試算に準じてやった影響試算でございます。

国の試算でございますけれども、農林水産物の生産減少が4.5兆円程度というふうに書いてございますが、全体が10.5兆円ということですから、約4割の影響が出てくる、減少が出てくるというふうなこと、それプラス多面的機能の喪失とか関連産業への影響という形での試算がなされておりますが、表に書いてございますが、米、小麦、牛乳乳製品、牛肉、粗糖、こういった関税率が高く、内外価格差の大きい品目にどうしても大きい影響が出てくるということでございます。

それに準じまして、下の2番でございますけれども、本県の試算をして、全体で約3,000億円の影響があるというところ、一番下でございますが、雇用等の影響も見ますと3万6,000人というふうな厳しい数字も出ておるところでございます。

この数字以外にも、やはり仮に入った場合におきますと、なかなか経営転換の問題ですとか、あるいは中山間地を中心とした集落、産地の崩壊の問題とかさまざまな懸念材料があるということでもあります。

9ページでございますが、当面の対応についてということで、確認をしたところでございま

す。

1点目、まず、TPP協定に関する情報の収集ということで、関係省庁、それから関係団体等から十分に意見交換、情報収集をしろという形で知事から指示がございました。

それから、先ほど御紹介した影響の調査・分析であります。近いうちに政府が統一的な試算を出すということでありますので、農政水産部を中心にそれを受けて改めて試算をやり直すということです。農業・農村全体にいろんな角度から幅広く多角的に検討・分析したいというふうなことであります。

それから、3点目といたしまして、事態の急展開、推移を踏まえた的確かつ迅速に対応策を検討し、そして国等への働きかけをやるというところでございます。

早速ということでございますけれども、本日、知事が上京いたしまして、お手元を書いてございますが、資料3関連資料、この要望書をきょうの午後からでございます、まずは県関係の国会議員、それから自民党本部、そして農水省というふうな形で回る予定にしております。本日、御欠席であります、外山議長のほうも御同行いただいて、あと農業関係の団体と一緒にあって本県の実情を強く訴えかけていくというところでございます。

この文書の表のほうの一番下でございますが、現状においては、交渉参加を判断する状況には至っていないと考えているとしっかり書いておまして、裏のページにありますとおり、特に3点目でございますが、本県のような地方の実情を十分踏まえ、拙速な参加表明を行わないことと、これを特に重点的に訴えてまいりたいということで本日臨むことでしてございます。

また先ほどの資料3に戻りまして、あと10ペー

ジ以降はいろいろ関連する資料をつけさせていただいております。10ページは先ほど御紹介した日米共同声明の文書でございます。

それから11、12につきましては、これは自民党内の政務調査会で外交・経済連携調査会が2月27日に決議、恐れ入りますが案とつけておりますが、もう決議でございます、案はとれております。

特に右のほうでございますが、政権公約に書かれた6項目関連ということで、例えば①の農林水産品というところでは、具体的な例示と、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖、こういったものが守るべき国益という形で例示されてございます。

それから、③でございますが、国民皆保険、それから④食の安全安心、こういったところが国益という形で整理をされておられるという状況でございます。

それから、13ページ、14ページは、JAから知事に対する要請ということでございます。一番下のほうでございますけれども、拙速なTPP交渉参加の断固阻止について、政府に強く働きかけいただきますよう要請いたしますというふうな形で出されたところでございます。

あと15ページが、3月4日の県議会の意見書でございます。

あと飛びまして、18ページ以降につきましては、内閣官房が2月時点でまとめた資料を参考までにつけさせていただいておりますが、21ページ、ここはTPP交渉で扱われる分野ということで、21の分野が例示されております。特に(1)がこの物品市場アクセスということで基本的な構成要素になっておりますが、その中に3つの作業部会がありまして、農業、繊維・衣料品、工業ということでござい

ます。

これに限らずサービス貿易、あるいは非関税分野、新しい分野という形で、まさに包括的な協定を高い水準で結んでいくというのが目標に掲げられているというところでございます。

それから、ちょっと飛ばさせていただきますが、25ページ、特に今米国との事前調整とかやっておられるように報道が出ておりますが、やはり項目は自動車、それから保険——これ日本の郵政の問題、それから牛肉といったところが焦点になっておるといふふうなところでございます。

次の26ページでございます。TPP協定のメリット、デメリットという形で、これは国のほうが各地域で意見交換とかシンポジウムとかやって、関係団体等ともやって、その結果をまとめたところでございますが、特に下のほうでございます。デメリットというところで、農業の衰退や自給率の低下、それから食品の安全基準、医療保険の範囲縮小、それから外国人専門家等の大量の流入、それから、地方公共事業の開放の問題、それから外国人の投資家が国を訴えるというふうな懸念、こういったところが主なやつという形で整理されているところでございます。

簡単でございますけれども、以上、対策本部ということでございます。今後につきましても、全庁挙げまして急速な事態の変化に対応できるようにやっていきたいということを考えておりますので、よろしく願いいたしておきます。

それから、委員会資料のほうに戻らせていただきます。5ページでございます。県民の暮らしと経済・雇用を支える当面の対応方針ということでございます。これは2月8日に県経済・雇用対策推進本部、知事本部長のものを設置い

たして、決定したものでございます。

これまでの経済活性化対策、さらには南海トラフ等を見据えた防災・減災対策等が喫緊の課題であるということ、そして来年度当初予算では「復興から新たな成長へ」の考え方で、3つの柱でやっていくということが書いてございまして、最後のパラグラフでございますが、このような中ということで、国の緊急経済対策を踏まえた県としての対策ということで、先月、決定したものでございます。

補正予算につきましては、御案内のとおり、2月26日に可決成立してございまして、経済対策関連では約10.3兆円の規模になってございます。

こういった動向を踏まえて、本県においても、公共事業を中心に25年度重点施策の一部前倒しという形で当面の対応方針を定めたところでございます。

当面のとしてございますのは、国の25年の当初はまだ全体、詳細、あるいは動向がまだちょっと見通せないものですから、まずは補正の分に対応という形でこの方針を立てたところでございます。

柱は、県民の暮らしの安全・安心の確保が一つ、それから、裏のほうのページにまいりまして、経済・雇用の活性化というところでございます。

7ページ、8ページにかけまして、今追加で出させていただきました補正予算の概要を整理してございます。483.5億円ということでございますが、御案内のとおり、特に公共事業を中心ということになっておりまして、補助交付金の事業が約372億、それから国の直轄事業の負担金が26億と、合計しますと398億円が公共事業の分というふうな内容になってございます。

7ページの下のほうでございますが、先ほど生活・協働のほうから御説明いたしました消費者行政活性化基金積立金6,000万、これもここに計上させていただいているところでございます。

県におきましては、これらの対策を早急に補正予算をお認めいただいた上で、全庁挙げましてその効果を早く出すためにも、庁内一丸となって取り組んでいくこと、それから民間やら市町村とも十分連携していきたいということを確認しているところでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 その他の報告事項あと2項目ありますが、これ午後に説明を受けたいと思います。午後1時に再開をいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

残りのその他報告事項について説明を求めます。

○日下総合交通課長 総合交通課でございます。私のほうから委員会資料、9ページにございます、平成24年度「路線バス検証会議」のとりまとめについて御説明させていただきたいと思っております。

9ページ、お聞きいただければと思います。委員会資料でございます。本県のバス路線につきましては、モータリゼーションの進展等により、利用者の減少が続く、その大部分を担う宮崎交通を初めといたしまして、バス事業者の経営環境は大変厳しいものとなっております。

県においては、このままでは路線バスが維持できなくなるという危機感のもと、各市町村や

宮崎交通とともに、県内7ブロックで路線バス検証会議を設置し、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークのあり方について議論を行ってきたところでございます。今般、これまでの議論の結果を現時点におきまして取りまとめましたので、御報告するものでございます。

まず、1の会議の位置づけについてでございます。先ほど申し上げましたとおり、乗り合いバス利用者の減少により、バス事業者の経営が厳しい環境にあることに加えまして、路線バスへの財政的な支援を続ける国、県及び市町村においても、厳しい財政状況にあることから、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、バス事業者の路線バスや市町村が運行するコミュニティバスなど、路線バスサービス全体について総括的な議論を行う場として設置をしたところでございます。

次に、2の会議の構成でございます。こちらは、県、市町村、宮崎交通、それから国土交通省の宮崎運輸支局となっております。

参考でございますが、県内7ブロックの内訳は、下記のとおり、下に記載のとおりになっております。

続いて、3の議論の経過でございます。この会議は、平成24年1月の市町村交通政策担当課長会議において設置が決定されまして、平成24年2月に第1回を、平成24年7月から8月にかけて第2回を、それから平成25年1月から2月にかけて第3回をそれぞれのブロックごとに開催をして、第1回目では、宮崎交通からの経営状況に基づいた意見交換を行い、第2回目は、市町村から現状と課題の報告と、あわせて地域公共交通ネットワークの維持充実に向けた地域住民、交通事業者、市町村、県のそれぞれの役

割分担について整理をいたしました。

第3回目につきましては、それぞれのブロックごとの地域公共交通の現状と課題を解決するための対応策について議論を行ってきたところでございます。

続いて、4の取りまとめの内容についてでございます。こちらは別添資料1におつけしております、「平成24年度『路線バス検証会議』とりまとめ」、こちらをもとに御説明を申し上げたいと思います。

資料1でございます。1ページと下に1と書かれているページをお開きいただければと思います。

第1章、本県地域公共交通の現状と課題とございますが、こちら1ページから5ページにかけまして、本県の少子高齢化の現状、それから高齢者関与の交通事故の現状、それからまた自家用車の普及状況や路線バス利用者の推移など、本県公共交通を取り巻く社会環境とともに、バス輸送に係る課題を主として統計データをもとに整理をしております。

続いて、6ページをごらんいただければと思います。第2章、路線バス検証会議の経緯とその成果というところでございますが、こちらは、先ほど御説明申し上げました会議の位置づけや、それから地域住民、交通事業者、市町村、県の役割分担について説明をしております。

6ページ以下、こちら10ページまで整理をさせていただいているところでございます。

こちら7ページのイメージ図、会議の位置づけ（イメージ図）は先ほど御説明した内容を図示したものでございます。7ページの下第2節以下、こちらは役割分担の整理をしているところでございます。

その役割分担につきましては、9ページ、10

ページにそれぞれ地域住民、交通事業者、市町村、県とそれぞれの主体ごとの役割を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律をベースといたしまして、整理をさせていただいているところがございます。

続いて、11ページ、第3章、地域別公共交通の現状と対応策、こちら11ページ以降が現状と対応策を整理させていただいているページでございます。

まず、現状と課題、11ページでございます。こちらにつきましては、各地域いずれにおきましても、(1)、(2)にございますとおり——まず(1)にございますとおり、交通事業者の路線バスにつきましては、運行距離が長く、またコストがかさむ広域をまたぐ地域間幹線が主な赤字要因となっていること。また、(2)の廃止路線代替バスにつきましては、そもそも民間事業者が不採算として撤退をしたという経緯の路線でございますので、その欠損額を負担している県、市町村の財政を圧迫しつつある。こういった現状が各ブロック共通する課題として抽出されたところでございます。

こういった課題を踏まえました今後の対応策の方向性が、11ページの下の2番以降整理、まとめているところでございます。

まず、(1)にございますとおり、まずは、バス路線に対する住民理解の浸透と利用促進、こちらが必要であるというふうにしております。

その上で、(2)にございますとおり、観光との連携、外から地域外からの訪問者、これをバス利用につなげていく、こちらこういった取り組みが重要であるということ整理しているところがございます。

そして(3)バス路線の維持・確保というところでございます。こちらにつきましては、①

②③それぞれ地域間幹線、廃止代替バス、コミュニティバスという形で整理をしております。

まず、①の市町村をまたぐ地域間幹線につきましては、路線の見直しをこれまでのようなバス事業者任せではなくて、行政、それから住民もともに考えていくこと、こういったことの重要性であるとか、鉄道やコミュニティバス、こういった他の交通機関等との結節の強化、これによって利便性を高めることの重要性であるとか、また、路線の一部見直しによりコスト維持を図る等、路線維持のための取り組みを行うことが重要な課題であるというふうに整理をしております。

②の廃止路線代替バスにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、県、市町村財政負担の増大が課題となっていることを踏まえまして、より住民にとって利便性の高い路線になるよう、路線、ダイヤ等を不断の見直しを市町村を主体として行いながら、運行を維持していく、こういったことが重要というふうに整理をしております。

③、こちらはコミュニティバスについてでございますが、交通事業者の乗り入れのない地域の住民の移動手段として重要な役割を果たしておりますこと、また住民のニーズを反映しやすいといった特徴を有しますので、今後、ますますそのニーズが高まっていくことが期待をされているところでございます。

今後、民間事業者ではなかなか採算ベースに乗らない地域間幹線系統や廃止路線代替バスからの転換、またそういった交通事業者の連携のもと、地域の重要な交通ネットワークの一部として機能を発揮するものというふうに考えているというところでございます。

こういった今後の対応の方向性につきまして、

下にございますとおり、県におきましてはこのような対応策の具体化に向けまして、関係者からの連携協働を推進するとともに、その取り組みに対して必要な支援を行っていくこととしております。

13ページ以降は、各地域における路線バスの系統数などのデータをお示ししているところがございます。

最後に、一番17ページをお開きいただければと思います。第4章、今後の展開のところがございます。今回のこちらの報告書につきましては、下の検討経過に示しておりますとおり、これまでの3回の議論を——とりあえずこれまでの議論を平成24年度分として取りまとめさせていただきます。

地域公共交通を取り巻く環境は、今後ますます厳しさを増すものと考えられます。さきに御説明申し上げましたとおり、行政、交通事業者、地域住民等がそれぞれの役割に応じた取り組みを行うとともに、今後もこの会議を継続して開催をすることとしております。

また、県といたしましては、来年度の当初予算におきまして、これまでの制度を見直しを行わせていただく予定としておりますが、この件につきましては、当初予算の審議をお願いする際に御説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○長倉情報政策課長 それでは、宮崎県ICT業務継続計画（全体方針編）の策定について説明いたします。委員会資料の11ページをごらんください。

まず、1の目的等であります。今回策定したICT業務継続計画——一般的にICT-BCPとっておりますけれども、大規模な災害発

生時等に情報システムなどの停止の防止や早期復旧を図ることにより、県の重要業務の継続や早期再開を図ることを目的として策定したものであります。

2の名称は、ただいま申し上げましたとおりで、(3)の策定期間は、ことしの2月になっております。

2の概要でございますけれども、対象部局は知事部局であります。

そして②にあります対象システムにつきましては、本庁版BCP、昨年3月に策定されたけど、その非常時優先業務に係る情報システムの27システムとなっております。

(2)の計画内容につきましては、1枚めくっていただきまして、12ページ、13ページで御説明したいと考えております。

まず、12ページなんですが、囲みの左上、二重線の四角で囲んでいるICT非常時体制ですけれども、非常時には総合政策部長をトップに丸い四角で囲っている情報政策課を中心としたICT-BCP運営チームを編成します。

この運営チームには、県庁LANなどのいわゆるシステム全体の基盤を復旧する基盤復旧班と、各課の所管する情報システムの復旧等を行う調整班を置きまして、システム所管課や事業者と連携して業務に当たることとなります。

次に、その下に復旧優先の27のシステムを掲げております。これらは非常時の業務の重要性に応じて表の上の左から右にありますように、優先度が1から3まで分かれています。

例えば優先度1には、県庁LANなどの共通情報基盤や県民への情報発信の中心となるホームページ掲載システム、防災情報処理システムなどの6つの防災関連システムなどが入っております。

次に、復旧手順につきましては、ただいまの表の左側に第1から第3の類型を掲げております。

具体的な復旧手順につきましては、右の別紙と書かれている13ページのほうの表をごらんください。

まず、一番上の第1類型ですが、これは県が管理するシステムのうち、サーバーをiDCに置いてないものが該当します。iDCと申しますのは、インターネットデータセンターの略で、いわゆる各種システムのサーバーを預かりまして、災害に強い施設、設備のもとで、安定性の高い通信環境や保守・運用サービスを提供する民間の施設であります。

そのような安全などにあるかないかということで手順が変わってくるということで、第1類型から第3類型が分かれていることを御理解いただきたいと思います。

第1類型では、災害発生直後の初動対応としまして、運営チームからシステム所管課に被災状況の確認を依頼します。所管課は——右側の所管課のところですけど、上から2つ目の四角、情報システムの死活の報告(第1報)、そしてまず生きてるか死んでいるかを報告していただきまして、続いて詳細な被災状況を報告してもらうということになっています。

それを受けまして、左側、情報政策課としては、全庁的な被災状況を取りまとめて復旧が必要な情報システムを整理して、そしてその下のほうに行きまして、保守事業者に優先順位に基づく復旧を依頼するというようになります。

あくまでも復旧の指示をするのは情報政策課という形になりまして、そして所管課としては保守事業者からの連絡を待って、連絡が来たら現地確認の対応であるとか、そういったのをし

ていただくということになります。そして最後、システムの復旧を確認いたしまして、情報政策課に完了報告をする。全システム復旧後、情報政策課としては災害対策本部へ完了報告という形になります。

第2類型は、県管理システムでサーバーをiDCに*設置していないもの、それぞれのサーバーを所管課の中に置いているようなシステムになります。これにつきましては、基本的な考え方は第1類型と一緒にすけれども、iDCに置いてありますので、いわゆるサーバーの死活確認であるとか、復旧行動は情報政策課とiDC、もしくは保守事業者が中心になってやりまして、そして原課としては、動作確認等の報告をしていただくような形になります。

第3類型は、他団体管理システムということですが、これは先ほどの27システムの中でいえば、旅券発給管理システムのように、例えば外務省が持っているシステム、それで実際のシステムの管理者は外務省だというような、他団体がやっているようなものになります。これにつきましては、基本的には私どもに対しては死活の確認を、死活の状況等を報告していただくとともに、外務省にも報告していただきまして、そして、他団体のICT-BCPによる対応を各課でやってもらうという形になります。

以上、申し上げましたように、非常時の情報システムの復旧は混乱のある中でできるだけ早く行うことが重要でありますので、各所管課がばらばら対応するのではなく、全庁的な体制のもとで取り組むことが必要になっております。そういう形で今回のICT-BCPはつくっております。

それでは、もう一度12ページをごらんいただ

※34ページに訂正発言あり

きまして、一番下の欄をごらんください。平常時の備えであります。非常時の対応以上に被災しない、ないしは被災しても軽度で済むようにすることが重要ですので、耐震対策やデータバックアップ等について記述するとともに、定期的な訓練の実施等を定めています。

内容については以上ですが、恐縮ですが、最初の資料11ページにお戻りください。3の策定までの経緯等ですけれども、経緯はごらんとおりですが、2月に庁内に設置しておりますIT推進本部会議の承認を得て計画の策定を行い、3月から運用の開始をしております。

最後に、4の今後の取り組みですが、来年度は全体方針編の庁内の周知を図り、訓練を行うほか、今年度中に策定予定の個別システム編のひな形、これ今情報政策課で用意しているところですが、このひな形を参考に各所管課で個別システム編の策定をお願いすることとしております。また、知事部局以外の部局におきましても、ICT-BCPの策定を同じようにひな形を参考に策定していただくように検討をお願いしているところでございます。

なお、ICT-BCPの本体は、資料2として添付しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

情報政策課の説明は以上であります。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

その他の報告事項について質疑はありませんか。

○有岡委員 失礼します。先ほどの質問の続きになろうかと思いますが、要望でもあるんですけども、この交通アクセスの問題で、例えば考え方として、市町村間の連携の話とリンクするんですけども、例えば綾町でエコパークの取り組みを推進していきたいという話がありました

が、実際にそこに観光で行こうとしても、交通路線は1時間に1本ぐらいのアクセスしかないわけですね。

ですから、例えば宮崎駅からスタートして国富を回って、綾に行って、循環するようなシステムをつくるとか、ですから、市町村間で協議する中の大きなテーマがあって、その最終的な交通手段とかいろんなものに波及してくると思うんですね。そういったものをいろいろ総合的に検討していくことがこれから必要ではないかなと思うんですね。ですから、生活者の立場、観光とか、そういう維持するための議論をしていただきたいと思います。なぜこういったことを申し上げるかといいますと、将来道州制になったときに、果たしてここまで細やかな対応ができるだろうかという危惧してるんですね。

そういった意味では、これは時間をかけずに先手先手で取り組まなきゃいけない時期に来ているんじゃないかと思いましたが、予算がああいった形で余裕があれば、幅広く取り入れるような予算の捉え方もできるんじゃないかという意味で要望しておきたいと思います。

○黒木委員長 要望でいいですか。

○有岡委員 はい、結構です。

○鳥飼委員 同じですけども、路線バス検証会議、大変御苦労さまでした。私も5年ぐらい前からこういうバス路線といいますか、ここもずっと一貫してこの20年、30年ずっと右肩下がりで落ちてきて、バスの運営といいますか、困難になりつつあるという状況があったものですから、県が地域地域といいますか、市町村で苦労する、だけでやるんじゃなくて、県が旗を振ってもらって、広域的な視点を加えて、加味をして地域の足を守る、そういう取り組みをお願いしますということを要請してきたものですから、

これをこうやって成果品となってまとめたということは大変うれしいですし、総合交通課のこういう努力に感謝したいし、評価をしたいと思っています。

そこで、新年度予算のところに出てくるのかもしれないけども、その際にまた議論はしたいんですが、じゃあどうするのかと、こういうことになるわけで、例えば垂れ幕でもしているのかもしれないけど、「乗ってるの、舗装路線バス」とか、何かそういう垂れ幕で県民への意識啓発といいますか、どうしても便利だから自家用車を使う、自家用車を使うと道路が混雑するものですから道路をつくれとなるということで、それと橋をつくれということで、天満橋から清武までできて、非常に便利になってきたんですけど、数十億かかると。するとまた車がふえてというような悪循環で来たと思うんですね。

ですから、じゃあそれをどうするのかというようなことなんですけども、インセンティブといいますか、公共交通機関を使えばこういうメリットといいますか、インセンティブあるんですよとかいうような、例えば宮崎牛の販売促進で10%、20%プレミアムをつくったりとかしまして、今販売の継続をまた3月までとしてるんですけども、そういう取り組みまた必要になってくるんだろうと思っているんですが、総合交通課の中でどういう論議をしておられるのか、そこがあれば幾つか御紹介いただきたい。

○日下総合交通課長 おっしゃるとおりでございます。そういったこちらの取りまとめにもありますように、住民の方にバス、公共交通の大切さを認識してもらい、そういったこと、また乗ってもらおうという意識を持ってもらい、そういった取り組みというのは本当に大事だというふうに考えております。

今後の県の取り組みといたしましても、一つには先ほど前半のところにも書いてあります公共交通の現状今どうなっているのか、利用者が減ってきている。そういったことも含めてバスの現状、これをホームページに載せまして、広く県民の方に知ってもらい、こういった取り組みをまずしようかなと、第一歩ではあるんですけど、まずはそういった取り組みをしようかなというふうに考えております。

それから、先ほどまた乗ることの意味というのを知ってもらいという意味では、最近、モビリティーマネジメントと呼ばれる取り組みがございまして、その公共交通に乗ることによって、例えば環境面にいい、それから体の健康にもいいと、そういったことで公共交通に乗ることはこんなにバスを使ったり、公共交通乗ることがこんなにいいことだよと、こういうのを住民の方に理解をしてもらい。そういったアンケートなどをして、小まめに住民の意識を高めていく。そしてモビリティーマネジメントというのが最近非常に、ほかの地域とかでも人気が出てきているところでございます。

県のほうでも、従来から地域公共交通チャレンジ支援事業という事業がございまして、そういった利用促進の取り組みに対して支援を行っているんですけども、今後ともそういったモビリティーマネジメントなどのそういった取り組みを中心に、地域が主体となって考える取り組みにぜひ支援を行っていき、そういった機運を高めていきたいなというふうに考えています。

○鳥飼委員 この分析の中の1ページにも書いてありますけども、本県の年齢人口ということで、(1)のところなんですけれども、2010年から2030年という20年という長いスパンが書いて

あります。人口が112万7,000人から97万8,000人と減少をしていくというのが一つと、もう一つは高齢化の問題が、これは大変な課題として宮崎県——5年早く高齢化が進んでいると言われる宮崎県においては、とりわけ重要になってくると思いますし、そうすると、この地図が高齢化の絵も次のページに入っておりますけども、やはり地方の問題とか、それから単身での生活ができるのかとかいうような独居高齢者の問題も出てくるわけですね。ですから、総合的にそういう取り組みをやっていくというのが、本当に大事な時期になってきているんじゃないかなと思います。

ですから、これは総合交通課がつくって総合政策部の中の資料でありますけど、何か全庁的にできないものか。例えば、自然エネルギーですね、電気はほとんど県庁の職員含めて一般の人でも可能な限りスイッチを消そうとか、節約しようとかいう意識が、原発事故もありましたけども、高まってきて、そういう運動みたいなことになっていると思うんですね。

ですから、このバスについても、同じようにそういうようなところまで持っていけないのかなあというようなことで、それは投げるピッチャー役の総合交通課になるわけですが、重い課題があるけども、今後も全力で取り組んでいただきたいなあということをお願いを、要望をしておきたいと思います。

○黒木委員長 ほかにどなたか質疑はありませんでしょうか。

○長倉情報政策課長 ちょっと発言の訂正をいたしたいと思います。

先ほど委員会資料の13ページ、中ほどの第2類型というところで、県管理システムでサーバーをiDCに設置というところをiDCに未設置

というふう間違えて発言したみたいでございます。訂正いたします。

○黒木委員長 質疑はほかにありませんでしょうか。

○渡辺副委員長 BCPの関係のどこなんですけど、ちょっとすごく初歩的なことを伺いますが、サーバーをiDCに設置し、iDCって今沖縄とかで一生懸命つくっているようなサーバーを預かって地震に強いのをつくって守りますというやつですね。それを予算上の問題があって、iDCに置けるのと置けないのというのがあるんだろうと推測しますが、とりあえず現状を考えたときにこういうふうに対策を打って、こうやりますというのは大事かと思うんですが、そもそもサーバー自体をiDCにどんどん移管していくという取り組み自体は、県としては進めないのかどうかということが1点と、ちなみに宮崎県の今既にiDCに設置しているほうの——いわゆる設置しているiDCというのは、どこか県内にあるんですか、ちょっとそこを教えてください。

○長倉情報政策課長 県といたしましては、基本的には重要システムはiDCに置くようにということで、私どもとしてはシステムの置きかえとか、そういった際にそういうふうなお願いをしております。iDCにそういう環境を設けて、いつでも受けられる形にはしているわけですが、それぞれのシステムの集計がございまして、例えば5年とか大体利用期間がありまして、その期間はもうその年で動かすとすると、余計な経費が発生するというような問題もあります。

それともう一つ、実は私どものLANの管理室もiDCには置いてないわけですが、日常的に平たい言い方をするとまめな管理をす

る必要がある場合は、できるだけそばに置きたいというような場合のシステムもございます。ですから、なかなか全てが一朝一夕にはいかないというふうにはなっております。

ですが、基本的にはファシリティ、いわゆる設備水準、そしてサービス、いわゆる標的型を含めたそういった攻撃に対しても強い環境にということで、私ども今後ともそういった方向で進めてまいりたいと考えております。

それと、私どもが設けていますサーバーを預かる関係は県内でございます。

○渡辺副委員長 余り詳しくないんですけどんちんかなこと言ったら申しわけないんですけど、よく企業とかではサーバーを分散化というんでしょうか、土地が全然離れたところに置いて、もし東日本が地震で問題が起きたときには、沖縄のサーバーで何とかできると、そういう取り組みをしているというふうに聞いていますけど、ちょっと技術的なことがわかんないんであれなんですけど、そういう例えば可能性とか、今後、県として考えるような可能性はあるのかなしやというところと、あとこういう分野のこういうシステムを守るためには一定の基準みたいなもの、例えば国が何らか示して行って、それに沿って取り組んでたりするものなのかどうかというのをちょっと教えていただければと。

○長倉情報政策課長 いわゆるシステムの二重化とか、いろいろバックアップ関係の二重化とかいろいろ言い方がありますがけれども、基本的にもう一つの大災害時に別の環境で別の地域にサーバーがあって、それで片方のiDCがだめになっても使えるようになりますという形にするというのは、確かに銀行等のオンラインシステムであるとか、そういったのでそういうことがされているようでございます。

ただ、それは結局システムを2つ持つのと全く同じ経費がかかりますので、なかなか財政面で厳しい面がございます。

ただ、いわゆるシステムがそのとき動かなくても、データさえ確保しておけば、一定期間でシステムが復旧すれば、また再稼働できますので、データのバックアップというのはやはり必要なことだと考えています。

それで、私どもとしましても、いわゆる例えばLANの関係のいろんな記録は、別にフィルム媒体でとって別の金庫に入れるとかそういった形はしてるわけですけども、今後は方向性として、例えばオンラインで外のデータセンターの中にオンラインバックアップという形で、いわゆる災害環境の違うところというようにすることも一つの検討課題ではあると考えております。

それと、iDCの基準ですけども、明確にされたものはありません。業界の基準みたいなのはございますけれども、やはりそれぞれの預ける側の必要性に応じて判断すべきだと思いますけど、iDCと名乗られるところは大体一定水準のところはほとんどクリアしていると思います。

○鳥飼委員 関連してお尋ねしますが、3年ぐらい前に旭化成のデータセンターの見学に行ったような記憶があるんですけども、県内というところで持っているのは——銀行とかそういうところもあると思うんですけども、県が委託といいますか、持っているのはどこになるんですか。

○長倉情報政策課長 データセンターの場所は一応明らかにしないということになっておりますので、大変申しわけございませんけれども、外国からの攻撃とかそういったことがあるということが前提でございます。

○鳥飼委員 そうなると質問できなくなるんで

すよね——例えばデータセンター、自分で持つわけにいかんでしょ。宮崎県が持っている状態じゃないですよ。

○長倉情報政策課長 誰が持ったらいいとか悪いとかそういうのは制限ございませんけれども、やはりマスで考えたときに、たくさんのシステムを預かったほうがデータセンターの経費として安くなりますので、やはり集約化される傾向にあると思います。

○鳥飼委員 県で持つわけにはいかんし、経費の面で、そうすると、大震災とか地震に対してどうかとか、そういう安全面のこともあるわけですね。そうすると、どことどこにデータセンターありますよと。しかし、どういう入札をやっているのか、どこが安いからこうしてるのか、システムがよいからしてるのかというのは、これは我々は知ることができないんですか、県民としては、どんななるんですか。

○長倉情報政策課長 やはり調達という側面がございますので、最初にデータセンターを決めるときには入札なりコンペなりという形で競争性を持たせてやることになります。

先ほど場所を明確にできないと申し上げましたのは、實際上契約の相手方ということでいえば、情報公開等の対象であれば、一応それを秘密にするということにはならないとは考えておりますけれども、一般的に公に知らせる形でデータセンターの場所というのは、容易にわかる形では出さないように、例えば日立とか富士通であるとか、NECもデータセンター持っていますけれども、データセンターの場所は明らかにしておりません。

それと同じような理由で、私どももこういった形で公に公言はしないとしておりますけれども、もちろん手続に従って必要なことについ

ては御説明はすることになると思います。

○鳥飼委員 ですから、無償でしてくれるわけじゃないですよ。当然予算の支出が伴うわけだから、確かにそこを破壊をする人がおるかもしれないというようなのを一つ公表しないということになるのかもしれないんですけど、ただ、どれぐらいの金額で委託をしているのかとか、例えば更新をする場合、ここに変える場合というのは今のところないということですけども、将来的にはまたあり得るのではないかなあと。そこでずっとということにはならないんじゃないとか、必要なことは公開をしていく必要があると思うんですね。委託先も公表しないというのは、議会で聞いても公表しないというのは、情報開かれていないと思いますけどもね、それはどうなんでしょうか。

○稲用総合政策部長 どの範囲で情報開示するか、これ私にもわかに今どこまでという答えを持っていません。情報開示のいろんな条例がありますので、あるいは規程がありますので、その中で判断していくと。

今御質問なんかを受けながら考えていますのは、例えば、具体的な場所を出すというふうなことについては、どうなんだろうとかいうことは出てくるのかな。それと、その場合に、例えば県のデータだけじゃないことも考えられますので、そういうことについてはおのずから慎重になっていくのかな。

ただ、おっしゃいましたように、実際上の入札をして云々ということになりますと、その過程においてどのような条件を置いて入札をしたのかとかいうこと出てきますので、その辺についてちょっと、今にわかに回答持っていませんけども、どの範囲で開示できるのかということについては、少しまた勉強したいと思いま

す。

○鳥飼委員 部長が答えたからこれ以上は聞きませんが、ただ、我々としては、データセンター、どういう企業とどれぐらいで契約をしてどうやっているのかぐらいは知っておく必要があると思って、場所がどうこうというのは、それであればそれはそれで是とするにしても、少なくとも必要なことは公開をしていただきたいというのは基本的な立場ですから、それだけ申し上げておきたいと。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 1 時38分休憩

午後 1 時47分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○四本総務部長 今回御審議をいただきます議案につきまして、お手元に配付をしております常任委員会資料によりまして御説明いたします。

1 ページをお開きください。平成24年度 2 月補正予算案の概要についてであります。今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、

議案第42号及び第60号であります。

まず、議案第42号による補正ですが、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、256億5,798万9,000円の減額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、5,542億6,093万円となります。

この補正による一般会計の歳入財源の主なものは、県税が1億6,000万円、地方交付税が41億7,999万6,000円の増額でありまして、そのほか減額といたしまして、国庫支出金が94億円余り、繰入金金が86億円余り、諸収入が34億円余り、県債が74億円余りとなっております。

2 ページをお開きください。この補正の一般会計の歳出の款ごとの内訳であります。

主なものとしまして、2 番目の総務費の増額につきましては、県税の増収や地方交付税の交付等に伴い、県債管理基金への追加積み立て等を行うものであります。

3 つ下の労働費の増額につきましては、国の交付金を受け、既存基金への追加積み立て等を行うものであります。

また、減額の主なものといたしましては、中ほどの商工費が中小企業への貸付金の執行残等に伴う減、次の土木費が国庫補助決定等に伴う減、下のほうになりますが、災害復旧費が24年度中に大きな災害の発生がなかったことから減額をするものであります。

次に、ちょっと飛びますが、8 ページをお願いいたします。議案第60号による補正ですが、国の緊急経済対策の実施に伴う経費について措置するものであります。補正額は483億4,596万4,000円の増額であります。

この結果、一般会計の予算の規模は6,026億689万4,000円となります。この補正による一般会計

の歳入財源は、分担金及び負担金が16億5,196万5,000円、国庫支出金が309億5,202万5,000円、繰入金が4億232万8,000円、諸収入が3,294万6,000円、県債が153億670万円となっております。

隣、9ページをごらんください。この補正の一般会計の歳出の款ごとの内訳であります。

主なものとしまして、民生費及び労働費が、国の交付金を受け、既存基金への追加積み立てを行うものです。また、農林水産業費及び土木費につきましては、国庫補助決定に伴う公共事業費の増等によるものであります。

次に、12ページをお開きください。総務部における2月補正の課別集計表でございます。

表の補正額の欄の一番下にありまして、一般会計と特別会計の合計で15億9,540万7,000円の増額をお願いしておりまして、補正後の予算額は、右から3列目になりますが、2,665億5,621万9,000円となります。

補正予算案については以上であります。

次に、特別議案について御説明いたします。

15ページをお開きください。議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、国家公務員の退職手当制度において、退職手当の支給水準を民間と均衡させることを目的として設けられている調整率が引き下げられたことに伴い、本県職員の退職手当制度においても国に準じた改正を行うものであります。

次に、16ページをお願いいたします。議案第61号「宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、本県の新たな成長に向け、各種施策をより積極的に推進するに当たり、組織体制の強化が必要であることから、副知事を2人体制

とする改正を行うものであります。

特別議案は以上の2件であります。

最後に、その他報告についてであります。

17ページでございます。本日、御報告いたしますのは、ここに記載の今後の地域行政のあり方に関する調査結果について、及び本日、追加配付いたしましたオスプレイについての2件であります。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局次長及び担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○福田財政課長 それでは、今回お願いしております補正予算案のうち、まず、議案第42号の歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお願いいたします。補正予算第4号の一般会計歳入一覧であります。表の中ほどの太枠の中に今回の補正額及び補正後の予算額等を掲げております。

補正第4号の欄をごらんください。主なものを申し上げますと、自主財源につきましては、表の中ほどになりますが、繰入金が86億2,271万円の減額、一つ飛びまして、諸収入が34億1,282万5,000円の減額となっております。

依存財源につきましては、下のほうになりますが、地方交付税が41億7,999万6,000円の増額、一つ飛びまして、国庫支出金が94億7,581万6,000円の減額、県債が74億8,198万3,000円の減額となっております。この補正による歳入合計は一番下の欄にありますとおり、256億5,798万9,000円の減額となっております。

この結果、この補正による補正後の一般会計の予算規模は、右の補正後の欄の一番下にありますとおり、5,542億6,093万円となります。

次に、4ページをお願いいたします。ただいま御

説明しました歳入の科目別概要であります。

県税、地方消費税清算金につきましては、後ほど税務課長が説明いたしますので、これ以外のものについて御説明いたします。

まず、分担金及び負担金ですが、公共事業に対する土木費負担金の増などによりまして、4億197万3,000円の増額となっております。

次に、使用料及び手数料につきましては、証紙収入の減などによりまして、1億8,613万4,000円の減額となっております。

次に、財産収入につきましては、不動産売り払い収入の増などによりまして、2億4,657万円の増額となっております。

次に、寄附金につきましては、総務費寄附金等の増額等によりまして、3,260万7,000円の増額となっております。

次に、繰入金につきましては、財政調整積立金繰入金の減などによりまして、86億2,271万円の減額となっております。

次に、諸収入につきましては、各種貸付金元利収入の減などによりまして、34億1,282万5,000円の減額となっております。

次に、5ページの地方譲与税と地方特例交付金、地方交付税につきましては、いずれも国の交付決定に伴うものであります。

次に、国庫支出金ですが、災害復旧事業に対する国庫補助金の減などによりまして、94億7,581万6,000円の減額となっております。

次に、6ページをお願いします。県債であります。土木債や災害復旧債の減などによりまして、74億8,198万3,000円の減額となっております。

続きまして、議案第60号の歳入予算について御説明いたします。

ページが飛びますけれども、10ページをお願い

いたします。追加提案をさせていただきました、国の緊急経済対策の実施に伴う補正予算の歳入一覧であります。太枠の中の補正第5号の欄をごらんください。

まず、自主財源につきましては、分担金及び負担金が16億5,196万5,000円、繰入金が4億232万8,000円、諸収入が3,294万6,000円で、依存財源につきましては、国庫支出金が309億5,202万5,000円、県債が153億670万円のいずれも増額となっております。

この補正による歳入合計は、483億4,596万4,000円となっております。補正後の一般会計の予算規模は、その隣の欄になりますが、先ほど御説明した補正第4号と合わせて、6,026億689万4,000円となります。

次に、11ページでございます。ただいま御説明しました歳入の科目別概要であります。

まず、分担金及び負担金ですが、公共事業費の増に伴う負担金等の増によりまして、16億5,196万5,000円の増額となっております。

次に、繰入金ですが、財政調整積立金繰入金として、4億232万8,000円であります。

次に、諸収入ですが、土地改良事業受託料の増などによりまして、3,294万6,000円の増額となっております。

次に、国庫支出金ですが、国の緊急経済対策による公共事業の実施に伴う国庫補助金等の増などによりまして、309億5,202万5,000円の増額となっております。

最後に、県債ですが、公共事業費等の財源として追加発行を行うもので、153億670万円の増額となっております。

歳入予算につきましては、以上でございます。

○吉本税務課長 税務課からは、地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして説明

いたします。

委員会資料の3ページでございます。まず、地方消費税清算金についてでございますが、表の上から3段目、そこから右に2列目の欄に記載しておりますけども、8億6,984万1,000円の減額補正をお願いしております。これは、清算対象期間であります、平成24年2月から平成25年1月までの本県を含めた全国の地方消費税総額が、当初見込み額よりも少なかったこと等によるものでございます。

次に、県税収入についてですが、7ページをお開きください。県税全体につきましては、表の一番上の一番左の欄になりますけども、県税計の予算額①の欄のとおり、当初809億6,000万円を計上しております。

今年度の収入見込み額につきましては、現計予算額に比べまして、個人県民税、法人事業税等の増収が見込まれます一方、譲渡割地方消費税、軽油引取税等の減収が見込まれますので、その2つ右の列の収入見込み額②の欄のとおり、811億2,000万円、その右の現計比100.2%としております。

その結果、その右の補正額②－①の欄にありますように、1億6,000万円の増額補正をお願いしております。

次に、主な税目について説明いたします。

補正額の欄になりますが、まず、上から2段目の欄、個人県民税ですが、これは平成23年分所得について課税をしておりますが、所得は減少しておりますけども、年少扶養控除等の廃止の影響が見込みより大きかったことから、6億300万円余の増としております。

次に、その4つ下の法人事業税でございますが、企業収益が堅調に推移していることによりまして、3億2,400万円の増となっております。

その下の譲渡割地方消費税ですが、消費等の減少によりまして、県内税務署への申告額が減少しておりまして、8億2,900万円余の減としております。

最後に、下から3段目になりますけど、軽油引取税につきましては、需要の減少等によりまして1億7,800万円余の減としております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○柳田総務課長 それでは、総務課の補正予算について御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の57ページをお開きください。厚いやつですけども、57ページをお願いいたします。総務課の2月補正予算は、1億1,305万1,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄ですが、12億8,023万4,000円となります。

それでは、補正予算の主なものについて御説明をいたします。

59ページをお開きください。まず、一番下の欄の(事項)浄書管理費であります。これは、文書の浄書印刷に要する経費であります。印刷機保守契約やリース料などの執行残などにより、536万円を減額するものでございます。

次に、60ページをお開きください。一番上の段の(事項)情報公開推進費でございます。これは、情報公開・個人情報保護制度の運営及び県民情報センターの運営に要する経費であります。情報公開及び個人情報保護に係る審議会等に要する経費の執行残などにより、118万5,000円を減額するものであります。

次に、その下の段の(事項)文書センター運営費でございます。これは、5号館にあります文書センターの運営に要する経費であります。消火設備機器等のリース料の執行残などによ

り、364万1,000円を減額するものであります。

次に、その下の段の(事項)庁舎公舎等管理費でございます。これは、出先機関を含む庁舎公舎等の維持管理に要する経費であります。保守管理に要する清掃、警備等の委託業務の入札残などにより、3,380万円を減額するものであります。

次に、一番下の段、(事項)防災拠点施設整備調査等事業でございます。これは、防災拠点施設整備調査等に要する経費であります。現在、検討中の防災拠点庁舎整備の調査等をコンサルタントに委託しておりますが、業者選定の際の入札残などにより、480万9,000円を減額するものであります。

次に、61ページをごらんください。上から2段目の(事項)公有財産管理費でございます。これは、公有財産の管理、運用、処分事務に要する経費であります。公有財産の管理費である、県有財産保全工事費や県有財産共済保険料の執行残などにより、2,567万7,000円を減額するものであります。

その下の段の(事項)電話設備等管理費でございます。これは、庁舎内の電話設備等の管理に要する経費であります。庁内集中管理分の電話料などの執行残などにより、250万円を減額するものであります。

一番下の段の(事項)県有施設災害復旧費でございます。これは、各種災害により被害を受けた庁舎等の県有財産の災害復旧を行うものであります。災害復旧工事等の執行残により、4,750万円を減額するものであります。

続きまして、常任委員会資料のほうをごらんください。14ページをお開きください。繰越明許費補正について御説明いたします。

まず、一番上の段の事業名防災拠点庁舎整備

調査等事業でございます。防災拠点庁舎の整備検討については、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえる必要もあり、検討スケジュールがおくれているため、来年度も引き続き検討委員会を開催し、検討を行いたいと考えております。このため、現在、コンサルタントに委託している調査について継続して実施するため、明許繰越費1,016万4,000円をお願いするものであります。

次に、2つ飛びまして4段目の事業名県有施設災害復旧事業でございます。今回繰り越しをお願いしております事業は2つありまして、一つは、梅雨前線豪雨により、総合農業試験場亜熱帯作物支場の圃場等の16カ所ののり面が崩壊したものであり、もう一つは、落雷により、ひなもり台県民ふれあいの森のオートキャンプ場内のキャビン1棟が全焼したものであります。いずれも復旧工法の検討等に日時を要したことにより、明許繰越費2,357万4,000円をお願いするものであります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○武田人事課長 次に、人事課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

また、お手元の歳出予算説明資料の63ページをごらんいただきたいと思います。人事課の平成24年度の2月補正予算は、623万円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、41億7,657万円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

次の65ページをお開きください。まず、(目)一般管理費(事項)職員費で5,555万4,000円の増額補正となっております。これは、人事課付で派遣をしております東日本大震災への派遣

——これは福島県に派遣しております3名と、それから新たに小林市、串間市、えびの市へ職員を派遣、これも3名でございます、及び上海外国語大学派遣1名、合計7名の派遣職員がふえたことによる増額と、市から県への派遣職員が今3名ふえたことに伴いまして、市に対する人件費に係る負担金がふえたことによる増額をお願いするものであります。

次に、(目)一般管理費(事項)人事調整費で2,989万3,000円の減額補正であります。これは、説明の1の非常勤職員の雇用及び2の赴任旅費等の経費であります。この主なものが執行残であります。4の地方公務員災害補償基金負担金につきましては、634万円3,000円の増額補正となっております。これは、東日本大震災に伴いまして、地方公務員災害補償基金に対する特別負担金の負担増によるものであります。

次に、(目)人事管理費(事項)人事給与費で675万7,000円の減額補正であります。

ページを1枚めくっていただきまして、66ページをごらんください。(事項)県職員研修費で528万3,000円の減額、次の(事項)職員派遣研修費で473万9,000円の減額であります。いずれも執行残に伴う減額補正であります。

最後に、(事項)東日本大震災被災地職員派遣事業費で1,511万2,000円の減額であります。執行残に伴う減額補正であります。これは、派遣職員の代替職員となる非常勤職員5人分、それから臨時職員2人分の報酬等を計上しておりますが、24年度は23年度に比ばまして派遣期間が1年以上の職員が多かったことから、派遣職員を専任配置することができたこと、また、1年未満の派遣職員につきましては、複数の所属の職員について業務量を見ながら2カ月から3カ月のリレー方式で派遣する形をとったことで、

所属への影響を最小限にすることができ、所属からの代替職員配置の要請も1名しかなかったことによるものであります。

また、短期派遣——これは10日程度の出張扱いになりますけども——につきましても、被災地側が長期派遣を希望したこと等により短期派遣の要請がなく、執行残となったものであります。

以上で2月補正予算の説明は終わります。

続きまして、資料がまた変わりますけども、常任委員会資料で御説明いたします。15ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第53号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。国家公務員の退職手当制度におきまして、退職手当の支給水準を民間と均衡させることを目的として設けられております調整率が、平成25年1月1日から引き下げられたことに伴いまして、本県職員の退職手当制度においても国に準じた改正を行うものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、表の下の参考をごらんください。退職手当の額は、退職時給料月額に支給率を掛けて、退職手当の調整額を加算した額となっております。この支給率は、条例本則の率に調整率を掛けたものであります。退職手当の支給水準を民間と均衡させることを目的として設けられているこの調整率を、段階的に引き下げるものであります。

具体的には、表にありますように、現行の100分の104の調整率を、公布の日から平成25年9月30日までは100分の98に、平成25年10月1日から平成26年6月30日までは100分の92に、そして平成26年7月1日以降は100分の87に改正するも

のであります。

これにより、最高支給率は、表の右側にありますとおり、現行の59.28から49.59まで引き下げられ、一般的な定年退職者で現行の額と平成26年7月1日以降の額とを比較しますと、約400万円程度の引き下げとなります。

最後に、3の施行期日についてであります、公布の日から施行することとしておりまして、3月11日の本会議で議決をいただいた場合には、議決後速やかに公布・施行をしたいと考えております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○片寄行政経営課長 行政経営課分につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の67ページをお願いいたします。行政経営課の平成24年度2月補正予算は、474万1,000円の減額でありまして、補正後の予算額は1億1,364万3,000円となっております。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。69ページをお願いいたします。真ん中下の(目)文書費(事項)法制費150万5,000円の減額であります、これは、新公益法人制度への移行を審査する宮崎県公益認定等審議会の委員報酬等の執行残及び事務費の節約等に伴う減額補正であります。

次に、一番下の(事項)県公報発行費100万円の減額であります、これは、県公報の印刷経費の執行残に伴う減額補正であります。

続きまして、議案第61号「宮崎県副知事の定数を定める条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

恐れ入りますが、委員会資料の16ページをお願いいたします。今回の改正につきましては、

1、改正の理由にありますように、本県の新たな成長に向けて各種施策を積極的に推進するに当たり、組織体制の強化が必要であることから、副知事を2人体制とするものであります。

2、改正の内容につきましては、記載のとおり、副知事の定数1人を2人に変更するものであります。

3、施行期日につきましては、平成25年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○福田財政課長 財政課の補正予算について説明させていただきます。

歳出予算説明資料の71ページをお願いします。財政課の2月補正予算は、一般会計、特別会計合わせて30億434万9,000円の増額をお願いしております。

その内訳は、一般会計が39億4,095万1,000円の増額、公債管理特別会計が9億3,660万2,000円の減額となっております、この結果、財政課の補正後の予算額は、2,294億5,357万5,000円となります。

73ページをお願いします。その内容であります、今回の補正の主なものは、このページの中段になりますが、まず、(目)一般管理費の(事項)諸費であります。これは、税及び税外収入の還付に要する経費や全庁的な事務経費を庁内共通経費として財政課で一括計上したものであります、このうち全庁的な事務経費が当初見込みを下回ったことから、3,298万3,000円の減額を行うものであります。

次に、その下の段になりますが、(目)財産管理費であります。これは、財政課において所管している基金への積み立てに要する経費であります、52億4,262万6,000円の増額を行うもの

であります。

その主なものは、一番下の(事項) 県債管理基金積立金の52億4,475万1,000円の増額で、説明欄の2の追加積み立て等によるものであります。

これは、今回の補正予算により全庁的に歳出が減額補正されたことなどによりまして確保された資金について、今後の県債償還の財源として基金に積み立てを行うものであります。

そのほかの事項の補正につきましては、基金の今年度運用利子の見込み額が当初見込みに比べて増または減となったことによるものであります。

ページをめくっていただきまして、74ページの中段になりますが、次は、公債費であります。

まず、(目) 元金の(事項) 元金償還金ですが、2,222万円の増額であります。これは、借換債の償還方法の見直しなどに伴い補正増となったものであります。

次は、その下の(目) 利子の(事項) 利子償還金であります。12億7,010万1,000円の減額となっております。これは、県債の支払い利子に執行残が生じたことによるものであります。

一番下の(目) 公債諸費の(事項) 事務費であります。これは県債の発行に係る登録手数料等の執行残1,851万6,000円について減額を行うものであります。

次に、ページをめくっていただいて、76ページになりますが、公債管理特別会計について御説明いたします。

この公債管理特別会計は、県債に係る元利償還等を行うために設置したものであります。今回の補正では、9億3,660万2,000円の減額となっております。

その内訳は、元金償還金が2,238万7,000円の

増額、利子償還金が9億5,190万8,000円の減額、事務費が708万1,000円の減額となっております。

公債管理特別会計は、基本的には一般会計と連動しておりますので、主な補正理由につきましては、先ほどの一般会計の公債費での説明のとおりであります。

私からは以上であります。

○吉本税務課長 税務課の補正予算につきまして説明いたします。

歳出予算説明資料の77ページをごらんください。税務課の補正予算は、10億4,534万5,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますけれども、246億93万5,000円となります。

補正予算の主なものについて説明いたします。ページをめくっていただきまして、79ページでございます。ページの中ほどに記載しております(事項) 賦課徴収費ですが、6,967万3,000円の減額をお願いしております。

その主なものといしましては、まず、その下の説明欄の1の(1) 徴税活動経費でございますが、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の執行残に伴いまして、3,269万8,000円の減額、また、その2つ下の(3) 個人県民税徴収取扱費交付金ですが、個人県民税の賦課徴収は、市町村長に法定委任されておりますことから、その経費を補償する目的で、市町村へ交付するものでございまして、各市町村からの請求額が当初見込みよりも下回ったことによりまして、2,028万4,000円の減額となるものでございます。

ページをめくっていただきまして、80ページをお願いいたします。一番上の(款) 諸支出金につきましては、全体で9億6,997万3,000円の減額をお願いしております。

まず、(事項) 地方消費税清算金についてです。これは、本県に納付された地方消費税を都道府県間で清算を行うために支出するものでございまして、平成24年 2月から25年 1月までの実績等に基づきまして、5億7,076万7,000円の減額としております。

次の(事項) 利子割交付金から81ページの自動車取得税交付金までの事項につきましては、いずれも税収の一定割合を市町村に交付する法定交付金でございます。それぞれ交付金の算定期間の税収の増減に伴いまして、補正をお願いするものでございます。

まず、利子割交付金が2,255万5,000円の減額、次の配当割交付金が1,218万5,000円の増額、次の株式等譲渡所得割交付金が440万8,000円の増額、次の地方消費税交付金が4億3,731万9,000円の減額、ゴルフ場利用税交付金が193万4,000円の増額、次の自動車取得税交付金が4,392万3,000円の増額となっております。

次の利子割精算金につきましては、本県で徴収しました利子割県民税のうち、他の都道府県に帰属するべき額について関係する都道府県間で精算するために必要なものでございまして、178万2,000円の減額となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木市町村課長 市町村課でございます。市町村課の2月補正歳出予算につきまして御説明いたします。

同じく歳出予算説明資料の83ページをお開きいただきたいと思います。市町村課の補正予算は、補正額の一番上の欄でございますけども、5,761万円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄でございますが、32億6,686万5,000円となり

ます。

主なものにつきまして御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、85ページをごらんいただきたいと思います。まず、(事項) 地方分権促進費でございます。335万1,000円の減額でございます。これは、権限移譲した事務の執行に要する経費として市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したことによる減額でございます。

次に、一番下の(事項) 自治調整費でございます。1,694万1,000円の減額でございます。

主な理由といたしましては、説明欄の5番目に記載しておりますが、住民基本台帳費ネットワークシステム事業費が1,346万円の減額となっております。これは、このシステムの運用におきまして、住民基本台帳法の規定に基づき、全都道府県共同で負担しております経費に係る本県の負担金額が確定したこと等によるものでございます。

ページをめくっていただきまして、86ページをごらんいただきたいと思います。7番目に記載しております、みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業でございます。133万8,000円の減額となっております。これは、賃金や旅費など、事務費の執行残に伴う減額でございます。

次に、中ほどの(事項) 市町村振興宝くじ事業費でございます。162万5,000円の減額でございます。これは、市町村振興宝くじとして発売されました宝くじに係る収益金等の配分が決定されまして、宮崎縣市町村振興協会交付金が減額になったことによるものでございます。

87ページをごらんください。(事項) 衆議院議員選挙臨時啓発費でございます。179万4,000円の減額でございます。これは、昨年12月に実施

されました衆議院議員総選挙の啓発に係る経費が確定したことによる減額でございます。

次に、一番下の(事項)海区漁業調整委員会委員選挙執行費でございます。1,355万7,000円の減額でございます。これは、昨年8月に実施しました海区漁業調整委員会委員選挙が無投票となったことによりまして、経費の執行残に伴う減額でございます。

市町村課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○花坂総務事務センター課長 総務事務センターでございます。総務事務センターの補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の歳出予算説明資料の89ページをお願いいたします。総務事務センターの2月補正予算は、7,438万3,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目になりますが、10億6,453万1,000円となります。

補正予算の主なものにつきまして御説明をいたします。

91ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)総務事務センター運営費でございますが、329万5,000円の減額をお願いしております。これは、本庁総務事務センター、それから各県税・総務事務所でございます、いわゆる地区センターの運営費や、職員の給与計算等の処理に要する経費の執行残でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費でございますが、639万1,000円の減額をお願いしております。説明欄の2を見ていただきたいと思います。2の定期健康診断事業費は、定期健康診断の結果をもとに、健康管理医の指示により受診する2次検診の受診者が当初見込みよりも少なかったことなどによりまして、347万1,000円

を減額するものでございます。

92ページをお願いいたします。一番上の(事項)職員厚生費でございますが、129万2,000円の減額をお願いしております。これは、職員健康プラザの施設管理に係る業務委託の入札残等によるものでございます。

次に、中ほどの(事項)車両管理事務費でございますが、857万5,000円の減額をお願いしております。これは、公用車の任意保険料に係る入札残等によるものでございます。

最後に、(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費でございます。これは、支給対象者の死亡等によりまして支給額が減少してございます。534万9,000円の減額をお願いいたします。

総務事務センターは以上でございます。

○大坪危機管理局次長 それでは、危機管理課の補正予算につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の95ページをごらんください。危機管理課の補正額は、92万4,000円の減額でありまして、補正後の額は右から3列目にありますように、3億9,380万4,000円となります。

主な補正の内容について御説明します。

97ページをごらんください。中ほどの(事項)職員費ですが、359万2,000円の増額であります。これは、職員の1名の増員等によるものであります。

次に、その下の(事項)防災対策費の146万1,000円の増額であります。その主なものとしましては、3にございます宮崎県地震防災戦略策定事業の増額であります。これにつきましては、平成23年度からの継続事業であります。地震・津波による被害想定、減災計画の見直しといったことを目的とした事業ですけれども、実は業務発注後に制定されました「津波防災地域づ

くりに関する法律」というものがございます。その法律によりまして、例えば堤防等の構造物の破壊条件を、その想定の中に加えるといったような追加的なシミュレーションの計算ですとか検討が必要となるなど、業務が増加したことによるものでございます。

次に、4番目の宮崎県東日本大震災被災者等支援基金設置事業の増額であります。これは、同基金に寄せられました寄附金及び基金の運用利子につきまして、基金に繰り入れるための補正を行うものでございます。

次に、98ページをごらんください。(事項)国民保護推進事業費の584万2,000円の減額であります。これは、今年度実施しました国民保護共同実動訓練の実績に伴いまして、国庫補助額が決定等したことによるものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明します。

委員会資料に戻っていただきまして、14ページをごらんくださいませうでしょうか。上から2段目、宮崎県地震防災戦略策定事業であります。これは、先ほど御説明しましたように、地震・津波による被害想定、減災計画の見直しを目的とした事業でございます。

内閣府が検討する南海トラフ巨大地震とその被害想定をベースとしておりますが、実は内閣府の想定作業が大幅におくれております。さらには先ほど申しましたように、津波防災地域づくりに関する法律が制定されまして、当初予定していなかった国土交通省との調整等に日時を要したことから、事業が年度内に完了することが困難となりまして、繰越明許費3,181万5,000円をお願いするものでございます。

危機管理課は以上でございます。

○厚山消防保安課長 消防保安課の補正予算に

つきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の99ページをごらんいただきたいと思っております。消防保安課の補正額は、2億6,611万円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、20億4,661万円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

次の101ページをごらんいただきたいと思っております。まず、(事項)防災行政無線管理費2億6,020万1,000円の減額であります。これは、主に説明欄3の新総合防災情報ネットワーク整備事業の入札残であります。

次に、(事項)航空消防防災推進事業費305万4,000円の減額であります。これは、防災ヘリ「あおぞら」の運航に伴う執行残であります。

次に、(事項)消防防災施設設備整備促進事業費188万2,000円の減額であります。これは、地域防災力強化促進事業費補助金の執行残であります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

恐れ入ります常任委員会資料の14ページをお開きください。上の表の3段目、総合情報ネットワーク設備更新事業であります。これは、防災行政無線速日峰中継局の地すべりの兆候が見られるため地質調査を行うもので、調査方法の検討等に日時を要したため、年度内に完了することが困難となり、繰越明許費1,798万9,000円をお願いするものであります。

議案第42号の補正予算につきましては、以上でございます。

続きまして、2月追加補正について御説明いたします。

「歳出予算説明資料(議案第60号)」、こちらをごらんいただきたいと思っております。9ページを

お願いいたします。消防保安課の補正額は、国の緊急経済対策の実施に伴う補正で、1億5,945万2,000円の増額であります。補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、22億606万2,000円となります。

それでは、補正の具体的な内容について御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをごらんいただきたいと思っております。新総合防災情報ネットワーク整備事業でございます。

まず、1、事業の目的・背景でございますが、地震や津波などの災害発生時においては、災害に関する情報を迅速に把握し、県民に的確に伝えることは、県の大変重要な役割であると考えております。

このため、新総合防災情報ネットワーク整備事業の一環として、災害関連情報の一元管理ができる災害対策支援情報システムを構築することにより、防災関係機関での情報の共有化や県民への情報伝達の効率化を図るものであります。

2の事業の概要でございますが、(1) 予算額は、1億5,945万2,000円であります。また、次の14ページに記載しておりますが、工期が不足するため、同額の繰り越しをお願いしております。

(2) 財源内訳は、事業費の2分の1が国からの補助でございます。残額は、起債等でございます。

(3) 事業期間は、平成24年度から25年度でございます。

(4) 事業内容でございますが、災害対策支援情報システム整備事業でございます。これは、災害時、市町村等から入力した災害状況と河川・道路情報が同一地図上で表示され、防災関係機関でも同一画面を見られるとともに、災害情報

が県庁ホームページやメディアを通して県民に提供されるシステムを構築するものであります。

最後に、3の事業効果でございますが、このシステムの構築により、災害や危機事象が発生した際の県、市町村を初め防災関係機関等での情報の共有化や県民への効率的な情報提供が可能になるものと考えております。

説明は以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

議案について質疑はありませんか。

○鳥飼委員 今回は国の緊急経済対策ということで480億ぐらいの補正が行われております。その前に議案42号で減額補正が行われているわけですが、42号の減額補正、例えば土木費、農林水産業費、これで60億ぐらいになると思うんですけども、それが一転、緊急経済対策で400億近い額になるわけですね。そうしますと、本会議でも出ましたように、900億から1,300億円ぐらいの公共事業費が上がってくるわけですが、今も消防保安課長から出されました防災関連の経費でも丸々明許繰り越しということになっています。そうしますと、24年度に直ちに明許繰り越しをするというのは、明許繰越一覧表にあるわけですが、予算化をされた部分の中でどの程度明許繰り越しということで計上されているのか、お尋ねします。

○福田財政課長 繰り越しについてでございますが、今回の国の緊急経済対策に伴う公共事業を中心とした予算であります。基本的に大部分が繰り越すことになろうかと思っております。

ざくっと大まかに申し上げますと、公共事業の中でも補助公共事業については基本的に全額繰り越しをするということになります。一方で、国の直轄事業負担金につきましては、これは繰

り越しをしないという内容になっております。

○鳥飼委員 金目でこの483億あるわけですけども、予算化されるとこもあります、明許繰り越しで大ざっぱ、概略で結構なんですけども、どれぐらいを翌年度に回しますよと、そして基金化しますよというのが、財政課、そこに準備しておればお尋ねしたいと思います。——準備がなければ、結構ですよ。

○福田財政課長 今回、補正予算とあと追加の補正予算合わせまして599億円余りの繰り越しをお願いしておるといってございまして。

○鳥飼委員 599億円ですね。基金化をされる部分というのはどれぐらいなんですか。

それと、この483億の部分で繰り越し——簡単に言えば、1次補正と2次補正があると思うんですけど、4号と5号ですが、1次補正の分は除いて2次補正で安倍政権が国の緊急経済対策ということで、これは参院選対策という様相もかなり含んでいるようなんですけども、それで上げられてきた事業の中で、大半は繰り越し、今、1次補正、2次補正合わせて599億ということだったんですけど、480億程度の中で事業化をされる部分が一部ちょっとあって、大きくは明許繰り越しに回される。それと基金化をする——基金化をするということは、回すというようなことと同じですから、そこがちょっと準備しておられなけりゃまた後でも結構ですけども。

○福田財政課長 確認してまた後から。

○鳥飼委員 ちょっとややこしい質問で済みません、また後でお答えいただきたいと思います。

それで、税務課長にお尋ねいたしますけども、税務課の資料は7ページに1つあります。それと3ページ、総括です。これは4号ですから1次の補正ということで、地方消費税清算金が減

額ということで、去年の2月からことしの1月までの分が少なかったということで減額になったというようなことの説明がございました。

そういう状況の中で、県の補正、7ページのほうをみますと、個人県民税は今年度分増額ということになっています。法人事業税についても、かなりの増額ということになっています。これ新年度にもかかわってくるんですけども、景気の状態というんですか、大まかにいえば法人のところはよくなってきているけども、消費をする分については悪くなっているというか、そういう傾向が見られないというのが読み取れるんじゃないかなと思っております。税務課長はどんな見解を持っておられますか。

○吉本税務課長 今御質問にありました景気の状態ということなんですが、まず、個人の所得につきましては、23年度分について課税をしますが、これは約2%ほど減少しております。24年度につきましても、今現在途中でございまして、ちょっと統計資料見ますと、1.3%また下がっているというような状況でございまして。

一方、法人につきましては、これはほとんど事業税につきましては23年度実績と比べますと横ばいの状態で、その中で県内に申告された消費税が減っているというところで、私どもそれをいろいろ税務署にも確認して、原因を把握しようとしたんですけど、中には一企業で8,000万円消費税が減っている申告をしている企業もございまして。

というのは、設備投資をしますと、いわゆる戻し税と一般的に言われているんですけど、消費税を使い設備を購入するときに消費税を払いますが、それが消費に回らなくて設備投資に戻りますと、その消費税分は納めなくてもいいと

というようなことがありますて、そういういろいろなもろもろの状況が入ってて、一概に景気が、消費税が下がったから悪いかと言われるとそうでもないんですが、ただ、法人事業税のそういったこの状況を見ますと、製造業がやっぱり少し低調になってきております。全体としては税額は横ばいですが、事業の分野別に見ますと、製造業が約10%ほど所得の申告も減ってきております。ということは、県内の生産に関する売上げが減っているということは言えます。

また、大型小売店等につきましても、1%ほど売上げが減ってきておりますので、全体的には、今の税の状況からいけば横ばいないしは若干減少ぎみかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○福田財政課長 鳥飼議員から御質問のあった件ですけれども、まず、国の経済対策に伴う基金への積み立てでございますが、今回の追加補正の中で大きなものが、例えば森林整備加速化林業再生基金であるとか、あるいは緊急雇用創出事業臨時特例基金、こういったところで合計で72億円余り積み立てを行うこととしております。

もう一つ、まず2月追加補正で措置する分の繰り越しの状況でございますが、追加分、それから変更増分含めまして384億円余りとなっております。

○鳥飼委員 1号2号合わせてと、わかりました。いずれにしても、緊急経済対策とは言っているんですけども、実質的に新年度15カ月予算と安倍内閣言っていますけども、12カ月予算になるんじゃないかなあというふうに思うんですね。そのときに繰越明許になった公共事業のところ、基金のところもそうなんですけど、25年に延び

た分は、しっかり執行していただけるかなあと。

特に公共事業のところは、24年の補正ですから、25年までに執行しないといけないということで、執行するとすると、25年度に、25年度に予算化をしたところがずるずると押し出されていって26年になっていくのではないかなあと思っているんですけど、大まかでいいんですけど、これはどこに、どなたになるのか、総務部長で言ってもらるか誰かわからないんですが、その辺の執行は大丈夫かなあというような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○福田財政課長 済みません、1点補足でございますが、先ほどの繰越額であります。先ほど申し上げた384億円余りという数字は、今回の追加補正予算に関する繰越額が384億円ということでございます。今回の2つの補正予算合わせますと599億円余りになるということでございます。念のため補足させていただきます。

それから、今回かなり巨額の公共事業をすることになりますので、執行体制ということが非常に重要になってくるかと思っております。今回の執行に当たっては、早期執行という観点で国からも依頼が来ておるところでありまして、財政課としても、例えば公共事業等に係る入札公告の前倒しであるとか、あるいは入札に関する手続の簡素化、その他の契約手続の迅速化、それに加えて前払い金制度の積極的な活用と、こういったところをぜひ早期執行に向けて万全を期するように関係各部局に対して今お願いを行っているところでありまして、そういった執行の面もしっかりと気をつけて実施をしていきたいと思っております。

○鳥飼委員 2つあるものですからなかなか読みにくいんですけども、そういう緊急経済対策でやりまして、これは2号のほうの補正になる

んですけど、この中で繰入金で4億200万、これ財政調整積み立てから繰り入れていると、あと県債が153億ということになっているわけですね。これの緊急経済対策やっってくださいよというので、県の裏負担はできるだけ減少化しますよと、削減しますよということだったんですけど、ここでは県債が153億と繰入金が4億ですから、157億、160億ぐらいの県の持ち出しみたいな形になるんですけども、今後の政府がそういうふうな言い触れをしているとすると、結局県の持ち出しといいますか、県の独自財源の充当というのはどういうふうに変化をしていくのか、お尋ねしたいと思います。

○福田財政課長 まず、今回、地域の元気臨時交付金というものが今御指摘があった点だと思うんですけども、措置されておまして、今回の国の補正予算による追加公共事業等の地方負担額のおおむね8割について措置がされるということになっております。

本県分で恐らく100億円を超える規模になる見込みでございますけれども、これは実際の交付決定が来年度になるということになっております。

一方で、今回の追加公共事業の地方負担には、補正予算債というものが措置をされております。この補正予算債といいますのが、元利償還金の2分の1について交付税措置があるという有利なものでございます。

そのため、まずはこの補正予算債を可能な限り充ちたしまして、その補正予算債の対象とならない部分について、元気交付金を一部充当するというようにしておりますので、その関係で県債がかなり大きく153億円余りとなっておりますということでございますが、この元気交付金というのが今回は10億円余りしか入っております

んけれども、来年度に交付決定がなされれば、それ相応の額が国のほうから入ってくるというふうに見込んでおります。

○鳥飼委員 元気づくり交付金についても、本会議でも議論になりましたけど、地方交付税、使途を制限してはならないということがあって、ここを制限しておいてというのがあって、ここで議論してもよろしいですけども、そういう問題点が一つございます。

それと補正予算債のお話とかもあったんですが、元利償還金2分の1を補填しますよ、しかし総額は変わらないんですよ。ですから、交付税の算入比率を32%を例えば33とか34とか変えていくとかいう措置がとれば、そういう理屈も通っていくのかなあという感じもするんですけど、そこは変えないで見込みだけ入れていくということは、広く広くなって薄く薄くなって、トータルでは変わりませんが、補填をしていますよというように結果的になるのではないかと、私どもはそういうふうにして見てるんですけども、どうでしょうか。

○福田財政課長 御指摘の地方交付税の算定に用いる基準財政需要額というものがございましてけれども、この基準財政需要額には、例えば一般行政経費であるとか投資的経費、公債費といったさまざまな経費が算入されることになっております。

また一方で、基準財政収入額、こちらも毎年変動が出てくるということで、そういう意味では御指摘のとおり、毎年度変動が生じるということになりますので、全体としては増減が毎年度発生するというところでございます。

ただ一方で、今回の補正予算債に係る元利償還金の2分の1については、確実に基準財政需要額に算入されるということになっております

ので、別の言い方をすれば、この補正予算債を活用しない場合、ほかの団体と比べて比較的に不利になってしまうということがございますので、そういう意味でこの補正予算債を今回可能な限り充当したということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○鳥飼委員 ここ堂々めぐりになるでしょうけど、問題点だけは指摘しておきたいというふうに思います。

あと済みません、震災関連だけちょっと質問していいですか。

○黒木委員長 はい、どうぞ。

○鳥飼委員 では、震災関連だけちょっと質問したいと思いますが、人事課ですね、職員の人件費で小林、えびの、串間、上海大学何とか部と、東北に3名とかいうようなことを言われたんですが、震災で送った人、その状況をもうちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○武田人事課長 まず、24年度の東日本大震災の派遣の状況でございますけれども、まず1年間の派遣ということで、先ほど人事課のほうで3人福島県のほうに派遣をしているということをお知らせしましたが、それにあわせて宮城県、これ土木職を2名派遣しておりまして、トータルで5名、1年間の派遣ということになっております。

そのほかに約3カ月から4カ月の期間で交代で職員を派遣するというので、それを1年間で見ますと11人枠で延べ32名の職員を派遣しております。

したがいまして、トータルで24年度全体でございますと、1年間を通してみますと、16人の派遣で延べ37名が派遣されたということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。詳しい資料をまた

後ほどいただけるとありがたいです。

その次のページに、東日本大震災被災地職員派遣事業というのがありまして、1,500万の減額補正がされております。これは、派遣職員の期間が短かったため、所属からの要請がなかったとか、そういう理由なんですけれども、1,500万はかなりの金額になるんですが、例えば3カ月だったら、3カ月の間の臨時職員を充てるとすれば、しっかり充てているのか充てていないのか、というところは人事課でも把握していますか。

○武田人事課長 派遣をする場合には、まず公募といいますか、庁内で公募をいたしまして、希望する方を選任——選んだり、もしくは所属にお願いをするということになりますけれども、その際には必ず所属のほうである一定期間職員がいない状況ができますので、その際には臨時職員等を確保しても構いませんということで、話をした上で一応人選を行っております。

ただ、実際は先ほども申し上げましたように、例えば職場の場合ですと、業務量のある程度繁忙期ではない時期に、閑散期といいますか、そういう時期を選んで職員を派遣したりとか、それからまたあと、所属のほうでできるだけ協力体制がとれるという状況の中で、特に臨時職員、非常勤等を確保したいという要望が余りありませんでした。

ただ、具体的に東白杵農林振興局のほうで水産職の方なんですけれども、この方を派遣した際にやはり現場のほうがなかなか対応が難しいと、職場のほうに難しいということで、そこには臨時職員を配置したということでございます。

○鳥飼委員 やはり職場はその人がいなくなれば負担になるんですね。できるだけ活用するようにということで、お願いをしたいと思います。

あと、市町村課の86ページに、みやぎきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業というのがございますが、これの総額予算と実施状況をお尋ねしたいと思います。

○鈴木市町村課長 これにつきましては、当初5,000万ということで要求をいたしておりました、11月補正で2,500万ぐらい補正をお願いをして一応了承をいただきました。総事業費で7,500万余の事業で、各1団体300万を上限にいろんな形で東日本の被災地といろいろ交流とかいうことでの事業をやっています。

今回につきましては、そのうち200万ほどの事務費がございましたので、その事務費について主に減額をお願いしているということでございます。

以上でございます。

○鳥飼委員 わかりました。これも実施状況を何か資料でいただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それと、これは危機管理課、97ページに東日本大震災被災者等支援基金設置事業というのがありますが、基金の現況と活動状況についてお尋ねします。

○大坪危機管理局次長 この基金につきましては、平成23年度に合計6億6,400万円余で設置をされております。さらに、24年度はその利息、さらに一般からの若干の寄附等がございまして、現時点で造成額としましては6億6,500万円余という状況でございます。

その中で、基金を使って実際にいろんな事業をしてるわけですが、23年度、24年度合わせまして合計で3億2,000万円余、この基金を使って支援事業を行っております。差し引きますと、3億4,500万円余が残高として残っていると、そんな状況でございます。

○鳥飼委員 わかりました。これも資料をわかるような形で、今お聞きをすると長くなりますので、お知らせをいただきたいと思います。

それで、東日本大震災の避難者関係含めて危機管理課のほうで総括しておられるということで、本会議でもちょっと議論いたしました。災害救助法の適用地域の問題とか、罹災証明、被災証明のある方とか、何らかの根拠を持って、例えば県営住宅の家賃の補助をやるとか、それからさっきどこかの補正があったけど、実際適用がなかったと、入学試験の何か試験料のあれはなかったというようなことであつたんですけども、そういう根拠のある方以外に、自主避難者の方というのがかなりおられると思うんですよ。それはなぜ自主避難をするかといいますと、結局、原子力発電所——原発が爆発をして放射能が拡散をしたということで、もし原発が爆発しなければ、放射能が汚染していなければみんなもう帰って行って、悲惨だったけども、力を合わせて復旧をとということでいろんなことに今取り組んでおられると思うんですけども、そういう状況の中で子ども被災者支援法が実際に運用されていないという状況がありますので、そういう体制を宮崎県としてもつくっていく必要があるんじゃないかなと思っているんですけども、そこはいかがでしょうか。

○大坪危機管理局次長 おっしゃいましたように、被災者の受け入れとか生活支援については、危機管理局のほうで総合窓口になっていまして、大きくは5つの柱で今対応しております。

まず、1点目が、全国避難者情報システムというものがございます。これは市町村課のほうで所管していますが、これで避難先の市町村にみずから名乗り出ただいて、そこで御自分の状況等を登録していただく。そうしますと、

避難元のもとの住んでいたところからのいろいろな情報が行くといったようなサービスがございます。それに登録されている方が今現在で225名でございます。

そのほか登録なかなかやっぱりされない方もいらっしゃるんで、復興庁のほうができるだけ調べろという指示をしてるようでございます。それで、県内の市町村がそのほか独自に把握している方が37名ということですから、合計262名の方が今現在で避難されているということがわかっている数ということになります。

そういう方々に対しまして、例えば公営住宅等への受け入れですとか、あと被災した児童生徒の学校への受け入れ、さらにはいろんな使用料手数料の免除、それから本県に避難した方、そういった登録した225名の方に本県からいろいろな情報を御提供する、そんなふうなことを総合窓口としてやっていまして、この中身については毎月内容を更新しながらホームページ上で紹介をしているということでございます。

○鳥飼委員 それで、いわゆるそういう情報ネットワークに乗らない人で、それ以外に自主避難をしている方がおられるわけで、それでも意見交換をしながらできるだけ把握はしておられると思うんですけども、例えば家賃の減免をやったとしたら出身の県から後で補填をされると、宮崎県が、宮崎県の持ち出しは実質的にないというふうにお聞きをしているわけですね。

しかし、それ以外に多くの人たちが情報をもろう、情報はもらっているけども、よりどころがないというのが現状だろうと思うんですけども、そういうよりどころをつくってあげるとか、そういう努力をしていただきたい。もうきょうは答弁はよろしいですけども、やはり本当にNHKでやってて、枕崎でしたか、鹿児島に80歳

の人と76歳の方が避難してて、何か国家公務員らしい人と奥さんとで、本当は戻りたいんですけどって言いながら住んでおられるんです。そんな例がずっと報道されています。

ですから、何らかの支援の対象になるというのは、確かに力にもなるんですけども、被災者同士が情報交換をやったりとか、そういうことが今非常に大事じゃないか、長期化していますのでね。ですから、そういうことを何とか考えていただけないかと、宮崎県の大きな課題として、そういうことを関係課も含めて議論をしていただいて、何らの救済手段のない人たちに対して支援をする方法として、この間愛知県の例を出したんですけども、やはり心の支援になるかもしれませんけども、拠点を確保するとか、そんな検討をぜひお願いしておきたいと思えます。答弁要りませんので。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○有岡委員 人事課のほうからお尋ねしていきたいと思うんですが、今回の第53号議案になりますが、私どもが危惧しているのは、団塊の世代が退職されまして、また今回このような形で大量の退職者が考えられる中、技術の継承とか、職員の持っていらっしゃるノウハウを継承するような、そういったものが十分できるんだろかと危惧しているんですが、そういった意味で、例えば職員の再任用制度とかございますが、そういった動きはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○武田人事課長 今再任用制度のお話をいただきましたけども、まず、年金制度が今改正をされておまして、段階的に受給年齢が引き上げをされております。その関係で、無年金の期間等が出てまいりますので、今国のほう、地方公

共団体でもいわゆる再任用制度ということで、60歳の定年退職を迎えた方について、御本人が希望する場合にはフルタイム、もしくは単時間の再任用制度という形でまた公務内で仕事をしていただくという制度がございます。

そういう活用をしながら、今委員がおっしゃったように、今までの先輩方のそういう技術等の伝承を今特に専門性の高い分野とか、そういうところに活用させていただいている状況でございます。

○有岡委員 ぜひそういった再任用とかを受け入れやすいような形で周知していただければありがたいと思っております。

続いて、消防保安課のほうにお尋ねしたいと思いますが、きょうの資料で情報ネットワーク整備事業というのが、24年度から25年度にかけて2カ年間行われるということで、繰り越し理由を聞きますと、工期が不足することによるというふうなことです。25年度の早い時期に整備ができるのではないかと思うんですが、実際に情報システムができ上がって実際に運用する、例えば訓練をする、そういったことが必要だと思うんですけども、県内全域が同じ情報を共有するためのそういう訓練というふうなものは計画していらっしゃらないのかをお尋ねいたします。

○厚山消防保安課長 この災害対策支援情報システムにつきましては、当初は25年度事業として計画したものでございまして、今回の国の施策によって今度追加をお願いしておることとございますが、この件につきましては、整備状況と並行しながら各市町村の担当者の方の入力作業等々が作業が出てまいりますので、それをしっかり事前説明等々をやった上で、その他の防災訓練等と並行して実施できたらという

ことで考えております。

○有岡委員 了解しました。

それともう1点、税務のほうになるかと思いますが、お尋ねしたいと思います。

自動車の取得税というのが今回13億8,000万ほど見込まれているようですけども、国のほうへ1月11日に重点要望ということでされているんですが、現状を教えていただきたいんですけども、自動車取得税の代替財源の確保を伴わない見直しは行わないという要望をしているわけですね。これは今の現状として25年度から廃止という動きだというふうに私は理解していたんですが、その後の動きを教えていただきたいと思っております。

○吉本税務課長 自動車取得税の廃止につきましては、まだ政府の閣議決定ではないという段階、与党の段階で26年度の4月から、消費税がいわゆる8%になりますが、10%になる段階で廃止されるというようなこととございます。

その代替財源につきましては、全国知事会等ではずっと確保をした上で廃止というお願いをしておりますが、それは今現段階ではどれが代替財源かというのははっきりしておりませんので、また、総務省のほうでは、一方で自動車税、いわゆる環境負荷の問題から自動車税の強化というところで、自動車関係、車体課税の強化を図っていくというふうなことも考えられていると聞いております。

以上です。

○有岡委員 わかりました。ぜひこういった動きについても、また注視していきたいと思っております。

もう1点、税務のほうでお尋ねしたいんですが、財産売り払い収入ということが2億2,000万ほど今回補正で上がってきておりますが、これ

は具体的にはどういった売り払い収入があったのか、もし答弁いただければ売り払い収入の内訳を教えてくださいたいと思うんですが。

○柳田総務課長 総務課のほうでお答えします。税外収入ということで、前も申し上げましたけれども、処分の方針が立ったものについて一般競争入札等で売却をしているところですけども、24年度2月末までの実績で申し上げますと、全体で総務課所管で29件の約5万平方メートル、5億2,820万円というものが売却されたところがございます。

その内訳としましては、例えば南宮崎駅前にシイタケ種駒の昔のそういう選定場というか、そういうのがありまして、そこが1億3,500万円ほどで売却をされております。それともう1カ所は、大きなところで申し上げますと、日本赤十字社の宮崎支部があるわけなんですけども、南警察署の隣になるんですけども、ここの敷地を買い取たいと、今まで貸し付けをしておったんですけど、県がですね、そこに。それをもう買いたいということでしたので、その分について1億5,100万円という形で売却をしたというのがございます。

以上でございます。

○有岡委員 ありがとうございます。財産活用担当のほうでネット上でも幾つかの物件が出ているようですが、また有効に活用していただくなり、またはこういった手法をとっていただきながら、ぜひ管理していただければと思います。終わります。

○宮原委員 101ページの消防保安課のところ、先ほど航空消防防災推進事業費で「あおぞら」に関する経費ですということで、減額になっているんですけど、平成23年と比較すると物すごく大きくなっているように思うんですが、こ

こは御説明いただけますか。

○厚山消防保安課長 23年度と24年度を比較した場合に、増額しておりますのは、24年度実施しました「あおぞら」の2,500時間点検、これが2億余の経費を要しております、この分が軒並み増加になっております。

今回の減額につきましては、本年実施しました2,500時間点検に伴いまして2カ月間ほど代替へりを借り上げております。その執行残ということで減額をしている分でございます。

○宮原委員 53号のところ、御説明もいただいたんですが、公布の日から減額になってしまうんですけど、退職をしようとした場合に公布の日が例えばあしたというふうになったときに、前日に退職しますということで可能なんですか、そういうことが。

○武田人事課長 一応退職の手續としましては、まず御本人が退職の意思を表明されまして、退職願というのを出されます。そのときに何日付ということで受理した上で、退職を承認ということになります。

ですから、一応議決日が11日ということを用意しておりますけども、その前までに御本人が退職の意思を表明されまして、退職願を出されればもう退職ということになりますし、それ以降で退職願を出されても、それもさかのぼってというのはちょっとできませんので、それはもう基本的にはそれ以降に退職ということになるかと思えます。

○宮原委員 わかりました。基本的にいうと、事前に言うのが当たり前だというふうに思うんですけど、公布の日、今新聞報道いろいろマスコミでも取り上げられているので、今は手を挙げないほうがいいだろうと。前日というふうになると、それ間に合うのかなあという思いがあっ

たものですから。それとあと、それこそ今わかっているだけで、大体どのくらいの各部局ごとに退職をしたいという希望があらわれるのか、公布の日の状況にあわせた方ということで、わかりますか。

○武田人事課長 3月の4日時点ということで御理解いただきたいと思いますが、今、定年退職者の方トータルで309人おられます。具体的な内訳としましては、知事部局が76名、それから教育委員会が168名、警察が56名、病院が9名ということになります。そのうち、もう以前に前もってやめたいということで表明されておられる方が知事部局で5名、それから教育委員会で32名、警察で14名、合わせて51名の方が前もってやめたいというふうに言われております。

○鳥飼委員 今、51名ということで、150万程度でしたかマイナスになる。働いている側からすると、3月いっぱいしっかり働いて退職、定年をしたいというのが通常なんですね。それがやっぱり働く人たちの誇りといいますか、それでもあるだろうと思うんですけども、それを結果的に退職を強制するような形になるんですけど、そのことについての是非といいますか、そういう議論が内部でなされたんでしょうか。

そして案を持って知事の決裁といいますか、了解をとるときに知事からの発言といいますか、この問題についての意見なり指示というものはないのかという2点お尋ねしたいと思います。

○武田人事課長 確かにこの退職手当の見直しにつきましては、昨年11月16日、衆議院が解散する際に、同日付で提案されまして採決で決定されたということで、非常に3月の年度末には余りいとまのない期間で施行されたということで、非常に地方団体についても、各団体、皆

さん問題意識は持っておられたというふうに思いますし、また、この制度導入する上でもそういう議論も確かにございました。やはり国のほうで1月1日に施行し、そして総務省のほうから国に準じて地方もそういう見直しを行うようにということでの通知も参りまして、なおかつ見直さないということになりますと、相当な財政負担といいますか、そういうものも出てまいりますので、ある意味苦渋の選択といいますか、そういう形で導入をしたということでございます。

それから、知事もやはり当然そういう面については心配はされておられたようなんですけども、今国のほうのそういう通知等もありましたので、ここはやむを得ないということで同様に苦渋の選択をされたというふうに考えております。

○鳥飼委員 そういうふうな減額をしなかった場合、年度末で区切りをつけていこうと、市町村にはそういうところがあるんですけど、しなかったということでの影響する額というのはどれぐらいになる見込みですか。

○武田人事課長 今年度末もし年度内に施行しないということになりますと、全部局合わせまして約6億ほどの負担ということになります。ですから、今回見直すことによって6億の減額ということになります。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

○宮原委員 済みません、61号に行かしていただきたいと思います。定数を定める条例の一部を改正するというので、副知事を2人にしたいということで今回提案がなされているわけですけど、前でいうと出納長というポストがあつて、副知事ではないんですけど、3人体制ということでしたよね。今、宮崎県は副知事と知事と2人ということなんですけど、全国的に見て出

納長というポストはどこもなくなったというふうに思うんですけど、そうしたときに、即座に副知事制を2人にされた県もあるというふうに思うんですよ。

だから、そういうような状況というのは、九州管内はどんな状況になっているんでしょうか。47都道府県といたら大変なことになりますので、九州管内で出納長ポストがなくなって、すぐ副知事を2人制にされたところという、数がどうこうということじゃないんですけど、そういうところが近県ではどんな状況なのかなというのをまず聞かせていただけますか。

○片寄行政経営課長 出納長制度の廃止については、平成18年の自治法の改正に伴って廃止されたところでございます。そのときに、自治法の中で都道府県には副知事を置くと。定数については条例で定めるというふうな自治法の改正がされておりますけども、申しわけございませんが、その時点で出納長が廃止されたときに副知事、九州各県どうなったかというのがちょっと今手元にはございませんけども、ただ現時点で九州の中で1人制——定数が1人というところは宮崎県だけでございます。

○宮原委員 1人副知事をふやすということで、経費が2,500万ほどたしかかかるといって、質問等でも出てたようなんですけど、知事の方針とすれば、公舎はもうつくらないと。そこに公舎はつくらずに、地元の方ですからということなんですけど、たしか知事公舎、副知事公舎、出納長公舎というふうに3つあったんじゃないんですかね、あそこ。今出納長の公舎というのはどうなっているんですか。

○柳田総務課長 現在は出納長公舎はもう老朽化をしておりますので、あれについてはもう取り壊しまして、そこは今駐車場として一応使っ

ております。

○宮原委員 わかりました。壊れているということを知りませんでしたので。今度は出納長室だったところが今もう別のものに活用をされているというふうに思うんですよ、本館の中に。その部分に別に副知事2人同じ部屋に入れとくということではないんですよ、そこについてはどういう考えをお持ちか。

○柳田総務課長 現在、ちょっと調査をしておりますけども、確かにおっしゃるように従前、出納長室がございましたので、2階の知事室のあたりについてはある程度余裕がありますので、一部は会議室——副知事が主催されるような会議、会議室として現在利用していると。その中に一部今使用していないようなちょっと小さな部屋があるというふうな状況です。

○宮原委員 副知事に2人制ということになると、部屋が大小ではまたこれはどっちが上だというふうになりそうな気もするんですけど、そのあたり2人仮に登用するということになったときには、部屋の面積は大体同じような形になるんでしょうか、いう考えを持っていらっしゃるかどうか。

○柳田総務課長 これも今調査をしているところなんですけども、現在ある副知事室の東側のほうに小さな部屋というか、それが2部屋ございますので、その辺をうまく活用すれば、現在の副知事室と同じぐらいの面積がとれるんじゃないかなということで、今考えているところです。

○宮原委員 今度は車両が知事専用の運転手の方もいらっしゃるんだという、ドライバーの方いらっしゃると思うんですけど、副知事にも専用の方がいらっしゃるんだというふうに思いますが、もう一人の方にもやっぱり専用のドライ

バーの方というのはつくということによろしいんでしょうか。

○花坂総務事務センター課長 現在、副知事の運転手さんにつきましては、外部業者のほうに委託をいたしております。来年度以降につきましても、あわせまして外部業者に委託をしようというふうには考えております。

○宮原委員 運転手の方は外部の方に委託をすると。車両については同等のような車両を入れるのか、そこについても聞かしてください。

○花坂総務事務センター課長 車両につきましては、大変申しわけないんですが、以前知事が、前知事がお乗りになっていました公用車がございます。そういったまだ十分使えますので、それを充てようというふうに考えております。

○宮原委員 済みません、今もそれでもいいと思うんですけど、それぞれは専用車ということになるんですか、お互いがうまく回されるという車両になるんでしょうか。副知事の2人、車両が違うということになれば。

○花坂総務事務センター課長 基本的には専用車という形になります。

○宮原委員 議会でも何となく2人制で頑張ってもらわないかという質問をされる方、1人でいいじゃないかという質問をされる方それぞれいらっしゃる状況がありましたので、ここに書いてあるように2人に任すための理由というのがちゃんと書いてありますので、やっぱり中にはこれまで1人でやれてたわけですから、1人でいいじゃないかという考えも持っていらっしゃる部分もあるというふうに思いますし、2人になるかどうかというのは、これ議決を経ないともならないんですけど、それなりの仕事をきちんと分担をして、そして経費もかかるわけですから、その経費かかった以上の効果を

あるということでない、議会としては同意ができないということになるというふうに思いますので、そのあたりについては、やっぱりきちっとした形で説明ができ、そして県民が理解ができるような形で、議会がどうするかということはあるんですけど、やっぱり発信をしていただかないと困るのかなあというふうに思いますし、今いろんな催し物があったときに、知事が積極的に出られ、今副知事も出られるんでしょうけど、やっぱりそのあたりも分担しながらやっていけるような体制をしくためには、どっちが上でどっちが下だということではなくて、同等のような状況の対応をしてあげるほうがいいのかなという気がしたので、いろいろ質問させてもらいました。ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに、関連。

○渡辺副委員長 副知事の2人制の条例の件でお伺いをしますが、済みません、期数が浅いのでそんなの当たり前だろうということがわかっていないかもしれませんが、お許しいただきたいと思いますが、私、今回、副知事2人制の提案がされている状況認識がもう一つわからなくて、口蹄疫からの復興が一定のところまできて新たな成長を求めるということに——ここにも書いてありますが——なったと。それで、フードビジネスの展開や東アジア経済交流戦略なども必要で、各種施策をより積極的に推進するため、これは今特別な状況だから、今の現状の1人の副知事に加えて、さらに副知事のポストで働いていただくべき特別な人材が今必要だから、今だから必要だという状況認識なのか、それとも県を運営していく上で常に本来副知事は2人要ったものが、今までは欠けて——欠けてというか、制度的に足らなくて、1人でやってきたという恒常的に必要なものなのか。それとも今

特別に宮崎県が大変な状況だから、もう一人副知事を入れて、そこをバックアップというか、より強めなきゃいけないという状況認識の中でやっているのかが、ちょっと本会議で、本当は知事に聞けばいいんですが、質問の機会がなかったもんですから、答弁を聞いててもそこがもう一つまずわからないんで、そこについてはいかがなんでしょうか。

○四本総務部長 委員がおっしゃったほうの後者とといいますか、要するに今後は2人必要だという考え方であると思っております。

○渡辺副委員長 これからは2人必要だということに理解をいたしました。

それで、本会議の答弁の中で知事は役割分担——まず、もう1回確認したいんですが、副知事2人になって、その2人の方々の役割というのは、単純に県政全般を半分なのか、割合はわかりませんが、2つに分けてこっち方面担当とこっち方面担当というような形で役割分担をして副知事が2人つくのか、それとも例えば、宮崎県の今大きな課題に片方の副知事は特命的に集中的に取り組んでもらうような、全般を見るのと、特命的課題を見るようなふうに分けるのか、そこは現時点ではお考え方がいかがでしょうか。

○四本総務部長 今、検討しておるところでございますが、今のところの考え方としては、部局を分けまして、この人は何々部何々部を持つ、この人は残りを持つというような形で決めるのかなというふうに考えております。

○渡辺副委員長 ちょっとそれですが、今回の議会で2人制の条例改正が提案をされました。新聞報道等では続いて人事案もすぐに出てきて、4月1日から新しい体制でということのようですけれども、これは例えば、私はもし例えば2

人制が必要なら、条例案を先にかけておいて、条例案の審議をきちんとして、2人制が必要かどうかというのをまず、誰が副知事になるかという問題ではなくて、そこを議論して、その後に人事については人事で後からあると。仮に年度途中からのスタートになっても、その議論をきちんとしていくというやり方もあったのかというふうに思う——ちょっと行政の常識とは違うかもしれませんが、そういうことは考えられなかったんでしょうか。

○四本総務部長 議論の時間が短いではないかという御意見かと思うんですが、確かに理想的にはそういうこともあったのかもしれませんが、事実的にはちょっとこの2月に、4月ということで一応考えれば、もう2月議会しかありませんでしたので、その意味では特別に条例案を先に採決をお願いをして、それが可決されれば、その後で人事案を提案させていただくと、そういう形にさせていただいたところでありました。

○渡辺副委員長 一つ前の質問の答えでは、今新しい副知事の役割を部局を分けてという可能性もあるというお話でしたが、本会議の答弁の中で知事は、霞が関から一人の方をお呼びして、一人の方は宮崎の中から選びたいという御方針のようでした。

霞が関から官僚の方が来られる例はたくさん宮崎県の中でもあると思うんですが、例えば課長ポストで来るとか、部長ポストで来るとか、その場合には守備範囲というのは非常に限られるというか、国土交通省とのやりとりがあるポストだったりとか、総務省とのポスト、今度副知事になって、知事は答弁の中で国とのやりとりをメインに見てもらおうための方を霞が関から連れてきてという答弁をされていましたがけれども、県全体を見てその役割を果たすとすると、

かなり広い守備範囲であって、本来、霞が関から宮崎県に来ていただいて仕事をしてもらうためには、戦略的な狙いを持って、今宮崎県はこの課題を解決することが大事だから、今の牧元副知事とかもそうだったんじゃないかと推察しますけれども、必要だからこの省庁から来ていただくとか、という本来狙いがあるべきではないかなあとと思うんですが、ここからちょっと意地悪ですけれども、そういう狙いのもとで今度霞が関から副知事に来ていただくとなると、一般論で考えて、今宮崎県において、国との関係性で一番重要視しなければならない省庁というのはどこなのかなという気がしますが、そこについてはいかがお考えかなと思います。

○四本総務部長 これは知事の考え方でございますので、ちょっと私としては何ともお答えのしようがございません。申しわけありません。

○渡辺副委員長 済みません、ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

○鳥飼委員 今も2人から出されましたけども、2人副知事制にするという今度提案がなされているんですけども、新聞報道があったんですが、脇が甘いのかなと、情報管理のね、という気がするんです。もしくは、策士がおって、こう出したほうがいいのかな、そしたらよっぽど悪質かなというような気もするんですけども、基本的にはこういう問題はああいう形で出るとするのは、望ましくないと思っているんですけども、その点はいかがでしょう。

○四本総務部長 委員おっしゃるとおりでございます。あのような形で出たということは大変遺憾でありますし、また、そういう意味では御迷惑をかけたことをおわびをしたいと思いま

す。

ただ、言いわけではありませんが、私どももいますか、事務的な中で例えばわざと漏らしたとか、そういうことはないというふうに考えております。

○鳥飼委員 それは、2人副知事制がどうなるか、誰になるかは別にして、検証しておく必要があると思いますね。今後のこともありますので、なぜこういうふうにして新聞紙上に踊ってしまったのか。そのことでこういう点がいけなかったんだということで、それは委員会の場で明確にさせていただきたいというふうに思います。

続けまして、九州だけでいいんですけども、今出た霞が関の話なんですけども、九州の各県で1人副知事制としておるのは宮崎だけということでお聞きをしているんですけども、2人以上、福岡3人、あと2人ということなんですけども、国から出向といいますか、国の霞が関から来てるところ、来てないところというのは現状はどのようになっているのか、お尋ねします。

○片寄行政経営課長 九州における国から副知事へ出向されている県でございますけども、長崎県、大分県、鹿児島県、それと本県の4県でございます。

ちなみに、長崎県は国土交通省、大分県は農林水産省、鹿児島県は総務省、それから宮崎が農林水産省でございます。

○鳥飼委員 当然、霞が関からにするかどうかという議論もそれぞれの各県で行われてきたと思うんですよね。もし把握といいますか、お聞きをしておられれば、福岡、佐賀、それから熊本、熊本お一人は民間ということですけども、その辺の議論なり県としての考え方というのが把握をしておられれば、お尋ねしたいと思いま

○片寄行政経営課長 申しわけございませんが、その点につきましては承知してございません。

○鳥飼委員 やはりこれは県の形を決める非常に大きな問題だと思うんですね。今まで見えますと、黒木知事、もうかなり前になりますけど、黒木さんが県職員から副知事になったとか、加藤韓三さんとか、小森節雄さんとか、小谷政一さんとか、そういう方たちがいて、松形知事に入ってから国からの副知事ということになってるよう、それがずっと来まして、安藤知事の時代に坂さんという女性の方で大学の先生を宮崎県出身の方ということになってたようなんですけども、あとは国からの出向の方がずっと続いているわけですね。

ですから、これも当然知事の判断ということになるんですけど、それに至る形として、先ほども出ました、例えば名前を挙げて悪いんですけども、危機管理局長は総務省のね、財政課長も総務省、それから高速道対策局長は国土交通省ですかね、いろんな幹部職員として来ておられるわけですよ。それは連携をとるということと交流を図るということで、そのこと自体は私も否定はしません。やっぱり福島県の佐藤栄佐久知事という方がおられて、この方、原発問題で司直の手にかかって、結局は実質無罪というようなことが今出ているんですけど、彼はそういう部長を含めて地元人材を登用したんですね。5期ぐらいやられた方のようにしたけども、そういう知事としての信念といいますか、信条といいますか、そういうものは必要だと思うし、それを支える総務部の皆さん方がいろんな情報収集を図っていく上で、これは大事だというふうに思いますので、ぜひそういう点も含めて、知事が判断する際の素材にするとか、そういう努力をお願いしておきたいと思います。答弁は

結構ですけども、ぜひそれはお願いしたいと思います。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 質疑もないようですので、それではその他の報告事項に関する説明を求めます。

○鈴木市町村課長 それでは、今後の地域行政のあり方に関する調査結果につきまして御報告いたします。

お手元に報告書をとじたファイルをお配りしておりますけども、本日は、委員会資料の報告書の概要版で御説明いたします。

資料の17ページをお開きいただきたいと存じます。まず、1の調査の概要についてでございます。

(1)の調査の目的につきましては、平成の合併により市町村数は26に減少しまして、中核市から小規模団体まで多様な状況になっているところでございます。

このような中、宮崎市と佐土原町など最初の合併から約7年を経過していること、今後、市町村は、地方分権や少子高齢化等への対応が求められていること、さらに、昨年、県議会からも合併後の市町村の状況を調査するよう要請があったこと等から、今回調査を実施したところでございます。

(2)の調査の方法についてでございます。まず、統計データなどによる分析を行ったほか、住民自治組織など計132団体に対しましてアンケート調査を実施し、そのうち29団体にヒアリング調査を実施いたしました。また、別途市町村とも意見交換を行ったところでございます。

次に、2の市町村合併の背景や効果につきましては、自主的な市町村合併の一層の推進等を答申しました第25次地方制度調査会の答申内容

を記載しておりますけども、説明は省略させていただきます。

18ページをごらんください。3の市町村における最近の変化について、ポイントを説明いたします。

まず、(1)の人口につきましては、県全体で減少しておりますして、高齢化率も上昇しております。

次に、(2)の地域の経済活動につきましては、平成16年から19年までほぼ横ばいでしたが、平成20年以降はリーマン・ショック後の景気低迷により落ち込んでいるところでございます。

次の(3)の人員体制・組織体制につきましては、①のとおり、平成23年度の職員数は行政改革の取り組み等によりまして、平成17年と比較しますと、率にしまして10.7%、数にして1,300人余の減少となっているところでございます。

また、職員数減少の内容を分析しますと、②のとおり、合併団体は、総務や企画部門などの削減を図る一方、住民関連などの分野で配置等を行っているのに対しまして、非合併団体では、全体的に削減をしております。

19ページに合併団体ごとの専門組織の設置状況を記載しております。

(4)の財政状況についてでございます。市町村全体では①のとおり、三位一体改革の影響を受けまして、厳しい状況にございましたが、平成21年以降は地方交付税の増額もありまして、少し持ち直したものの、その後、生活保護費などの増加等によりまして、依然として厳しい状況にあるところでございます。

合併団体と非合併団体を比較しますと、②のとおり、歳入につきましては、地方交付税などの依存財源の比率は非合併団体のほうが高く、

歳出につきましては、合併団体において、旧町村の生活保護業務が移管されたことによりまして、扶助費が大きく伸びているところでございます。

また、普通建設事業費につきましては、合併団体では、直轄負担金の減少や大型単独事業が平成19年から22年度までに集中していたことでもございまして、大きく減少しております。

さらに基金残高と地方債残高につきましては、財政力に不安のある非合併団体において、基金残高が増加しており、合併団体では、合併特例債等を活用した社会基盤整備を積極的に行ったことから、地方債残高の減少は小さくなっているところでございます。

20ページをごらんいただきたいと存じます。

(5)の権限移譲数につきましては、合併団体が非合併団体を相当上回っている状況にございます。

次に、4の合併団体に対する支援と合併後の取り組みについてでございます。

(1)の合併団体に対する支援につきましては、①としまして、地方交付税の算定がえ、②としまして、合併特例債など、次のページの③に書いておりますが、国・県の補助など、それぞれ手厚い支援策が講じられております。

詳細な説明は省略させていただきます。

次に、(2)の合併後の取り組みについてでございます。①の行政サービスの高度化や多様化への対応といたしまして、まず、医療・福祉分野につきましては、宮崎市の田野病院の改築、都城市の高崎保健福祉センターの整備、小林市の市立病院の改築などが行われております。

次に、教育の分野では、都城市の高城生活学習センターの整備や日南市、日向市、美郷町では、小中一貫教育推進などの取り組みが行われ

ております。

次に、消防・防災の分野では、各団体におきまして、消防や救急の出張所の整備などが行われているところがございます。

次に、地域づくりなどの分野では、各団体におきまして、自治会やまちづくり協議会などの強化や住民組織等の協働が進められており、特に小林市や日南市では、職員が地域の相談窓口となります地域担当職員制度など特色のある取り組みが行われているところがございます。

22ページをごらんください。②の住民の利便性の維持・向上の取り組みといたしましては、各団体とも戸籍や住民票、税、年金など日常生活に必要な手続につきましては、総合支所で処理可能とするとともに、それぞれ特色のある取り組みが行われているところがございます。

次に、(3)の住民負担の変化についてでございます。税につきましては、都市計画税や事業所税などが不均一課税の経過措置を経まして、新たに課税するようになった地域がございます。また、上水道・保育料については、上がった地域もあれば下がった地域もあり、状況はさまざまでございます。

また、介護保険料につきましては、合併の有無にかかわらず、保険料の引き上げが行われているところがございます。

23ページをごらんください。5の住民等の意識についてでございます。

(1)にアンケートの集計結果をまとめております。窓口サービスの水準など11の項目につきまして、合併後あるいは最近5年間の状況を5段階で評価していただいたものでございます。変わらない場合は3というふうになります。①と②に記載のとおり、合併団体の旧市及び非合併団体は、変わらないなどの意見が多い傾向が

ある一方、合併団体の旧町村は、全体的に評価が厳しくなっておりまして、これは旧町村では、合併後、さまざまな制度が中心市の取り扱いに変更され、さらに役場が総合支所になるなど、生活に大きな変化があったこと等によるものと考えられます。

なお、商工会・商工会議所につきましては、合併の有無による大きな違いはございませんでした。

次に、将来どのようなことに不安を感じているかということで調査をいたしました。コミュニティ機能の低下など、10項目のうち3項目を選択していただいたものでございます。③に記載のとおり、合併の有無にかかわらず、地域経済に関する項目に回答が集中しており、特に非合併団体においては、より強く傾向があらわれております。

また、合併団体では、コミュニティ機能の低下や地域に対する愛着の希薄化を懸念する割合も高くなっております。

次に、(2)に個別意見で出た主なものを記載しております。①の住民サービスにつきましては、旧町村での窓口対応などの努力を評価する意見がある一方で、「総合支所に地元出身職員が少なくなり、対応が事務的で親切味がない」とか、「本所機能が統合され不便になった」、あるいは「地域の声が施策に反映されにくくなった」といった意見がございました。

また、②の社会基盤の整備につきましては、合併団体では、消防の分遣所や小中一貫校など目に見える形で整備が進んだものにつきましては、住民側からも評価されております。一方、非合併団体では、道路や上下水道などにつきまして、まだ「十分ではない」といった意見もございました。

24ページをごらんいただきたいと存じます。
③の住民の負担についてでございます。合併団体において、「水道料金や介護保険料などが引き上げられた」といった意見がございました。介護保険料は全市町村で引き上げられておりまして、直接合併によるものではないのですが、合併団体の旧町村におきましては、都市計画税や事業所税などが新たに課税された地域もございまして、合併後に負担がふえたといった意識になっているものと考えられます。

次に、④のコミュニティーの変化についてでございます。合併団体では、「地域間の交流や地域活動が活発になった」などの意見がある一方で、「地域への助成金が削減され、交流の場がなくなった」といった意見も多く出されております。一方、「自分たちも地域の問題に取り組んでいく必要がある」と考え、地域と行政の新たな協働関係を築いていこうという動きも出てきているところもございます。

次に、6の合併の効果と今後の課題についてでございます。

(1)の合併の効果でございます。①の利便性の向上を初め、高度かつ多様な施策の展開など5つの項目を掲げておりますけれども、詳細な説明は省略させていただきます。

次に、(2)の今後の課題につきましては、①にアからエまでの4つの項目を掲げております。1つ目として、職員と地域住民とのつながりが弱くなったこと、2つ目として、地域住民の意見を施策に反映させる仕組みが十分に確立されていないこと、3つ目としまして、イベント助成などが統一されまして、地域独自の取り扱いができなくなったこと、4つ目として、地域に対する愛情の希薄化やコミュニティー機能の低下に対する懸念があることでございます。

また、②にありますように、地域経済や少子高齢化等に伴う将来の不安は、合併・非合併を問わず共通しておりまして、特に非合併の小規模町村におきましては、今後大きな課題になる可能性があると考えております。

25ページをごらんください。7に今回の調査のまとめを記載しております。

平成の市町村合併は、各市町村において住民を巻き込んだ真摯な議論がございまして、熟慮を重ねた上で最終的な判断がなされたところでございます。この間、地方交付税の削減など将来の厳しい財政状況に関する議論が合併論議に大きな影響を与えるなど、さまざまな要因が存在したというふうに思っております。

このような経過を経まして現在に至っているわけでございますけれども、今回の調査により、合併の効果や課題が浮き彫りになりまして、合併前には想像できなかったさまざまな課題も生じているところでございます。

このため、今回の調査のまとめとしまして、今後、地域行政を進める上でどのような視点を持って施策を講じていく必要があるかといったことを(1)及び(2)で整理しております。

まず、(1)の行政と住民の意思疎通を図り、一体となって地域を運営できる仕組みの構築についてでございます。

合併団体では、旧町村において、いろいろな諸制度が中心市の取り扱いに統一されたということもございまして、住民側に大きな戸惑いや不安が生じております。このため、①としまして、住民に身近な総合支所づくり、②としまして、地域運営を担うコミュニティー機能の強化、③としまして、地域の声を施策に反映する仕組みの構築を掲げております。こうした方針を行政と住民の皆様を共有しながら、連帯意識や信

頼関係を築いていく必要があると考えております。

次に、(2)の時代の変化に対応できる人材や仕組みづくりについてでございます。

市町村はこれまで厳しい行財政改革を行ってまいりましたが、また今後、特に財政面におきまして一段と厳しい状況に直面することが予想されます。

このため、人材育成に努めながら、行政ニーズの多様化や高度化に対応していくためには、組織の共同設置や事務の共同処理など、従来なかった新たな取り組みを検討していく必要があると考えております。このような意味で、既定の枠にとらわれず、柔軟な発想でチャレンジしていく視点が重要であると考えております。

26ページをごらんいただきたいと存じます。地域別の状況をまとめております。ポイントを御説明いたします。

まず、中部地域でございます。宮崎市では、旧町域で一部戸惑いや不安の声もありましたが、まちづくり協議会を中心に行政と住民の協働を進めており、評価する声もございました。

次、南那珂地域です。日南市で各自治会に担当職員を配置したり、地域自治区の設立を進めておりまして、住民側も前向きに取り組もうという動きもございます。

次に、北諸県地域です。ここは、三股町が合併しなかったということもございまして、旧4町では合併後の変化に対する戸惑いや不安が特に強く感じられました。ただ、新市長が地域重視の視点を打ち出されておりまして、これを住民側も前向きに受けとめられており、今後、不安解消に向けた取り組みがなされようとしております。

次に、西諸県地域でございます。小林市では、

行政区域が広域化したこともございまして、行政とのつながりが薄くなったという意見もございました。一方、地域活性化交付金制度の創設や地域担当職員を配置するなど、一体感の醸成にも積極的に取り組んでいらっしゃいます。

次に、西都・児湯地域です。合併に至らなかったこともありまして、各団体とも厳しい行財政改革を行っておられます。このため、今後の権限移譲や行政サービスの高度化に対応するため、現在、事務の共同処理や組織の共同化などの検討が進められております。

次に、東臼杵でございます。延岡市、日向市、美郷町ごとに記載しておりますけれども、住民の声をくみ上げる取り組みを積極的に行っているように見えて、特に日向市では、消防分遣所や小中一貫校の整備など旧町域での取り組みを評価する声が多く聞かれました。

最後に、西臼杵地域でございます。情報通信基盤の整備等の取り組みに対しまして、住民側も評価されておりますけれども、地域経済や雇用などへの不安が大きく、山間地の不便解消や上下水道などの整備を求める意見も出されております。現在、消防本部、消防署の設置を目指されておりまして、協議が進められております。

最後になりますけれども、概要書には記載しておりませんが、今回の調査でさまざまな課題が浮き彫りになりました。このため、県としましては、行政と住民が協働して地域の課題を解決していく仕組みづくりを再構築していくため、来年度になりますけれども、市町村や住民組織と一緒に合併してよかったと思える地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○黒木委員長　　ここでお諮りします。日程では

4時までということになっておりましたが、延長して続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、説明を求めます。

○大坪危機管理局次長 それでは、オスプレイの件について御説明をいたします。

本日配付させていただきました、当日配付分の委員会資料をごらんください。表紙をめくっていただきまして、まず1点目、今回の訓練に係る情報提供の経緯ですけれども、2月28日に、3月6日から8日までの間、3機のオスプレイが沖縄から飛来し、低空飛行訓練等を実施する。それから、場所は未定だが、飛行高度については、日中は500フィート（150メートル）以上、夜間は1,000フィート（300メートル）以上を飛行する。

それから、3月4日には、これ夜の8時半ごろでしたけれども、連絡ございまして九州地方において訓練を実施する。さらに夜間飛行訓練も実施予定であること。

そして、3月5日になりまして、陸上自衛隊の訓練との兼ね合いから、四国地方等（オレンジルート）に変更して実施するとの連絡があったところであります。

これに対して、本県では、2番の県の対応の経緯にありますように、2月28日には口頭で、飛行ルート等の詳細な内容の確認や、県北部の9市町村に対しても、情報提供することを申し入れるとともに、3月5日には文書で、安全確保等の遵守や、訓練内容の詳細な情報の収集、県と関係市町村への速やかな情報提供等について要請したところであります。

最後に、3の今後の対応方針ですが、今回の訓練は、四国地方に変更になったものの、今後、九州にございますイエロールートでの訓練とい

うのは十分に想定されますので、引き続き、上記3月5日に出しました文書の内容5項目の対応を国にしっかりと求めていながら、対処してまいりたいと考えております。

なお、参考までに右側に全国の訓練ルートについての資料を添付しておりますので、ごらんください。

説明は以上であります。

○黒木委員長 説明が終わりました。

その他の報告事項に関しまして、質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ありませんか。ないようですので、最後にその他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは以上をもって、総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時6分休憩

午後4時13分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○豊島会計管理者 会計管理局の平成24年度2月補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元にあります歳出予算説明資料の381ページをお開きいただきたいと思います。会計管理局は、その表にありますとおり、1,977万3,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額はその右2つ目の欄になりますが、5億811万4,000円となります。

その主なものにつきまして御説明をいたしま

す。

2ページめくっていただきまして、385ページをお開きいただきたいと思います。まず、上のほうの表の中の(目)一般管理費、その下の(事項)職員費ですけれども、これが1,305万6,000円の減額であります。その主なものは、職員の1名減等による執行残でございます。

次に、中ほどの表の(目)会計管理費、その下(事項)出納事務費ですが、564万8,000円の減額であります。これは、その下の説明にありますとおり、出納事務執行に要する経費や財務会計システム運営管理等に要する経費の執行残によるものであります。

最後に、一番下の表の(事項)証紙収入事務費ですが、106万9,000円の減額であります。これは、収入証紙売りさばき人に対して支払う売りさばき手数料のほか、収入証紙の印刷経費の執行残であります。

会計管理局は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりましたが、議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 資金管理事務費ということで、385ページの出納事務費にあるんですけど、利率が低いから、だから困難性はありますし、しかし、それでも安全なところがあるんですけども、運用状況を概括的にでいいんですけども、お知らせください。

○山口会計課長 運用につきましては、歳計現金とか基金とか依頼を受けてやっている部分もございまして、本年の1月末で受取利息で約1億8,000万余というぐらいになっております。

○鳥飼委員 特徴的なこととか何か、例年こういう傾向で来てるのかなという感じはするんですけども、その辺の状況もちょっと教えてください。

さい。

○山口会計課長 特に運用につきましては、特徴的なところはございませんが、この低金利がずっと続いておりまして、店頭利率が0.025とか下がってきております。ですから、細かく運用することによって何とか例年どおりというところに今のところ目指しております。

○鳥飼委員 わかりました。ありがとうございます。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 質疑もないようですので、それではその他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって会計管理局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時17分休憩

午後4時18分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

人事委員会の皆さん、どうもお疲れさまでございます。当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○内栢保人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成24年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の459ページをお開きください。表の一番上の補正額の欄でございますけれども、総額で982万1,000円の減額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総額は、2つ右でございますけれども、1億4,099万1,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

463ページをお開きください。まず、このページの中ほどにあります(事項)職員費でございますけども、326万3,000円の減額であります。これは、主に職員の人事異動に伴う給料及び諸手当の減額による執行残でございます。

次に、一番下の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費でございますけども、357万1,000円の減額でございます。これは、県職員採用試験の実施及び任用制度等に関する調査研究に要する経費で、主に採用試験の実施経費の執行残でございます。

次のページをごらんください。一番下の(事項)審査監督費でございますけども、130万6,000円の減額でございます。これは、不利益処分に関する不服申し立ての審査及び労働基準監督関係等に要する経費で、主に不服申し立て審査に係る事務経費の執行残でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○鳥飼委員 再確認ということでお尋ねをしたんですが、採用試験は知事部局職員と警察の2つの部局になるんですかね。

○川越総務課長 採用試験の対象となっておりますのは、今おっしゃいました知事部局、それから警察職員、それから病院局に配属される職員も対象になります。

○鳥飼委員 看護師さんとかも対象になるんですか、なってないんじゃないんですか。

○川越総務課長 失礼いたしました。病院局につきましては、看護師は今年度から選考になりましたので、申しわけありません、入っており

ません。失礼いたしました。

○鳥飼委員 それで、学校の先生は教育委員会がやって、人事委員会は全然もうノータッチということなんですか。

○川越総務課長 学校の職員につきましては、教育委員会のほうで教員採用の選考試験を行いますので、人事委員会のほうはタッチをいたしておりません。

○鳥飼委員 問題いろいろあってますよね、職員の不祥事とか先生たちの不祥事があって、それも教育委員会のほうでということになる。学校事務は人事委員会で行っているんですかね。

○川越総務課長 学校事務の職員については、現在、学校事務での採用区分の試験を行っておりません。

○鳥飼委員 一般事務と一般行政、それから専門職の化学とか何かここあると思うんですけども、一般事務、いわゆる昔初級職とかいっていた部分の人たちは一般事務で採用試験をやって、それから派遣をするということで、二百数十名もいってる。本会議でもいろいろ議論をしたんですけども、こういうあり方についても、人事委員会としても検討してもらいたいなあと。学校の部分にかかわっていきますので、いじめとか体罰とか学校での問題点がかなりあるし、モンスターペアレントとか、ですから、地域とのかかわり合いとか、保護者とのかかわり合いとかいろいろあって、本会議で私が申し上げたのは、18歳で単独校に異動するような事例もあるものですから、これはちょっとやめてもらいたいなというふうに思っているんですね。

先輩の人がおればまだしもという感じはするんですけど、そういう課題と、学校での事務と行政とはそもそもやっている仕事の内容が違うというふうに思っているんですね。ぜひそうい

う議論の機会なりがあれば議論していただきたいし、また、人事委員会の内部でもそういう議論をお願いしておきたいと思う、答弁結構ですから。

○黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、それではその他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 4 時24分休憩

午後 4 時26分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

監査事務局の皆さんには御苦労さまでございます。当委員会に付託されました補正予算関連議案の説明を求めます。

○緒方監査事務局長 それでは、監査事務局の平成24年度 2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元に配付されております歳出予算説明資料の453ページをお開きください。表の一番上の補正額の欄にありますように、監査事務局は、総額で590万4,000円の減額をお願いするものであります。この結果、補正後の予算総額は、補正額から2つ右隣の補正後の額の欄にありますとおり、2億1,029万4,000円となります。

その主な内容につきまして御説明いたします。

457ページをお開きください。上から4段目の(目)委員費でございますが、31万4,000円の減額であります。これは(事項)委員報酬と(事

項)運営費からなりますが、いずれも執行残に伴うものであります。

また、その下の(目)事務局費につきましては、559万円の減額でございます。これは(事項)職員費で271万3,000円の減額、(事項)運営費で287万7,000円の減額であり、いずれも執行残に伴うものであります。

説明は以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○黒木委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はありませんか。

○鳥飼委員 職員費の271万3,000円の減額という、執行残ということなんですが、この理由、どういう事情で執行残。

○緒方監査事務局長 これは、職員の給料、それから職員手当、共済費等からなっておりますけれども、給料等につきまして職員の措置の金額が1月1日現在の職員の現員数で措置する関係で、4月1日に人事異動で変わりますとそこに増減が出てくるということで、今回の場合はその人事更新に伴うものが約60万ほどございます。あとは時間外の執行残ということで、トータル271万程度が減額ということでございます。

○鳥飼委員 わかりました。前年度の1月1日ということで、4月1日の人事異動の関連でそういうのが出てきたと。

それで関連しまして、工事監査の部分とかあって、以前議論したことがあるんですけど、技術者の人たちも必要ではないかなというふうな議論をした記憶があるんですけども、その後の状況をお知らせください。

○緒方監査事務局長 今の御質問の工事監査等に伴う専門家のアドバイス等についてでございますけれども、これにつきましては運営費のところ措置しているところでございますが、今

年は特に工事監査につきまして、専門家であり
ます県のOBの技術の専門家に委託する形で監
査いたしております。

具体的には、それぞれの該当期間につきまし
て、実際にOBの職員に行っていたいで、当
然監査事務局の職員も随行いたしますけれども、
一緒になって現場に出向いて監査をするという
ことで、今そういう方式をとっております。

○鳥飼委員 技術職、異動でというのは今まで
もなかったですね、今からもない、何かそんな
考慮もあっていいのかなという感じもしたん
ですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○緒方監査事務局長 今回の御質問は、事務局の
職員の中に技術者をということでございますか。
現在の場合そういう方法はとっておりません
で、人事異動の一環の中で事務職員を配置して
いただいております。

専門的な分野につきましては、先ほど御説明
申し上げましたように、今県のOBの職員であ
りますとか、あるいは外部の技術士、こういっ
た方々の助言を、あるいはサポートをいただき
ながら、我々事務局職員、事務の職員ではござ
いますけれども、そういった外部の講師なり、
県のOBの職員による研修ですとか、あるいは
そういった現場での監査をお願いするとかいう
方法を取りながら、専門性をカバーしている
というところでございます。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑は
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 質疑ないようですので、その他、
何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 その他、何もありませんので、
以上をもって監査事務局を終了いたします。執

行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 4 時31分休憩

午後 4 時33分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

議会事務局の皆さんには御苦労さまでござい
ます。当委員会に付託されました補正予算関連
議案の説明を求めます。

○田原議会事務局長 議会事務局でございます。
どうぞよろしく願いいたします。それでは、
座って説明をさせていただきます。平成24年度
2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開
きください。議会事務局の2月補正額は左から
2列目の欄でございますが、2,998万2,000円の
減額をお願いしております。その結果、補正後
の予算額は右から3列目の欄でございますが、11
億826万2,000円となります。

5ページをお開きください。補正予算の内容
について御説明いたします。

まず、上から4段目の(目)議会費でござい
ますが、1,140万円の減額をお願いしております。

その主なものを御説明いたします。

その下の(事項)議員報酬の260万円の減額で
ございます。これは、昨年12月に1名の議員が
辞職されましたことに伴い、不用となりました
議員報酬の執行残でございます。

次に、下から2つ目の(事項)議会一般運営
費の459万3,000円の減額でございます。これは、
正副議長の公務関連旅費等に執行残が生じまし
たことや、1名の議員の辞職に伴いまして政務
調査費に執行残が生じたことなどによるもので
ございます。

6 ページをお開きください。一番上の段の(目)事務局費でございますが、1,858万2,000円の減額をお願いしております。その主なものを御説明いたします。

その下の(事項)職員費の987万6,000円の減額でございます。これは、事務局職員の給与及び職員手当等並びに共済費の確定に伴い、不用となりました人件費の執行残でございます。

一番下の(事項)議会一般運営費の851万7,000円の減額でございます。これは、議会棟などの緊急補修分の工事請負費等の執行残でございます。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 説明が終わりました。

議案について質疑はありませんか。

○鳥飼委員 6 ページの職員費、987万6,000円ということで、これは前年度の1月1日の数で計上してあるということでお聞きしてるんですけども、この金額が出てるといことは、職員の定数といいますか、配置に変化があったということですかね。

○山之内総務課長 職員数そのものは変更はございません。ただ、これだけ補正をお願いする内容といたしましては、通常給与改定とか、それから職員数に増減が生じた場合に人件費の増額をお願いするケースが多いわけですが、今回の人件費の補正につきましては、端的に申し上げれば4月の人事異動で職員が入れかわったということで、当初予算組むときは通常年齢に1プラスするような形で予算を組むんですけれども、実際に人事異動で入れかわりまして、年齢的にはほとんど変わらなかったということでございます。

具体的に申し上げますと、昨年度の議会事務局の職員の平均年齢は44.4歳なんですけれども、24

年度の予算を計上する場合は、それに1プラスするような形でもって予算組むんですが、実際に24年度の職員の平均年齢は44.4歳ということ、ほとんど変わってなくて、1年たったけれども、全然平均年齢は変わっていないということで、それだけのギャップがあるということ、補正をお願いするということでございます。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○星原委員 この議会一般運営費で前年度とすると最終的に2,000万ぐらい減っているんですが、何か議会のほうの運営で2,000万減らすことになった原因というのは何かあったですかね。

○山之内総務課長 平成23年度と24年度と比べた場合に、一番大きな原因と申しますのは、23年度は選挙がございまして、改選がございまして、改選に伴いまして例えば控室の改修等の経費を結構見込んでたわけでございますけれども、それとか改選に伴っていろんな諸経費、これを見込んでおりましたけれども、24年度の場合はそういう経費が必要でなかったと、少なくとも済んだということでございます。

○星原委員 わかりました。

○黒木委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。どうもお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 4 時39分休憩

午後 4 時40分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす行いたいと思います。

開会時刻は午後 2 時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がございませんので、この場で協議させていただきたいと存じます。

委員長報告の項目等について、特に御要望はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後 4 時41分休憩

午後 4 時47分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にさせていただきたいと思います。正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 どうしてもといえばあしたまたお願いをいたします。それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようでしたら、本日の委員

会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。どうもお疲れさまでした。

午後 4 時47分散会

平成25年 3月 8日 (金曜日)

午後 1 時 5 8 分再開

出席委員 (8人)

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	星 原 透
委 員	宮 原 義 久
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	伊 豆 雅 広
議 事 課 主 査	佐 藤 亮 子

○黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「議案ごとに」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 暫時休憩します。

午後 1 時 59 分休憩

午後 2 時 0 分再開

○黒木委員長 それでは、委員会を再開いたします。

個別に採決との御意見がありましたので、まず、議案第42号について採決を行います。

議案第42号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員です。よって、議案第42号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号について採決を行います。

議案第43号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員。よって、議案第43号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号について採決を行います。

議案第44号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員。よって、議案第44号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号について採決を行います。

議案第53号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手多数。よって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第60号について採決を行います。

議案第60号について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員。よって、議案第60号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号について採決を行います。

議案第61号について賛成の方の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員。よって、議案第61号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

その他、何かありませんか。

○鳥飼委員 議案第61号については可決ということになったんですけど、昨日の議論を踏まえて、行財政改革を一方では進めているという面と、そして新たに2人制を導入する、その効果とかいろいろ議論になったところですので、そこを委員長報告の中にしっかりと織り込んでいただきたいというふうに思います。

本会議でも私も言ったんですけど、自民党の代表質問で中野さんが言いましたけど、やはり県庁の内部といいますか、閉塞感というか、もう人のことには口を出さないとか、全体として県政を盛り上げていこうというような、そういうところに欠けてきているような感じがするんですね。

私もこれは個人的なことですけども、内部に一時期おったことがありますので、そういうふうに思っていますので、それを変えていくような人物といいますか、そういう人でないと、何のためにそういう体制をとったのかということもありますので、そこら辺も含めて委員長の報告のほうで出していただくとありがたいと思います。

○黒木委員長 ただいま鳥飼委員からそのような意見がありました、皆さんはどうでしょうか。「同じです」と呼ぶ者あり）そのようなことを委員長報告の中で取り入れるということにしたいというふうに思います。

ほかに。

○外山委員 今、鳥飼委員が言われたことと相

通ずるんですが、出してくる人物については、どうしても今県政に活気がない。ダイナミックな動きが感じられない。そういうものを誘発できるような人物が副知事に登用されたらいいなと。

特に今各部を横断するような事業がほとんどなんですよね。ところが、今の県政を見るとその部だけでやろうとして、非常に活気がない。ですから、部を横断するようなリーダーシップを発揮できるような、そういう人物が今非常に求められているんじゃないかと思います。ぜひそういう人物を、これ本会議で可決されたら、ぜひ出して、人事案件として提案をしてほしいということをお願いしておきます。

○星原委員 私も同じようなたしか委員会で出たように、同じようなことで、やっぱり宮崎県の今置かれている状況というのは非常に厳しい状況だと思うんですね。それはなぜかということ、言葉では県民総力戦だとか、全員で、官民挙げてどうのこうのとか言ってるんだけど、どう見てもそういうふうに見えないというのが、今の県民視線がいろんなところにありそうな気がするんですね。

今回、東アジアだとかフードビジネスとか、攻めの県政を進めていくとなると、本当にそういう意味からいくと、私は質問の中で民間といったんだけど、今出たように部局横断的にやっぱりそういう人が座って、フードビジネス、新たなところに宮崎県の位置づけを持っていくとすれば、本当にそういう切れる人がおらんと、本当は前に進まないんじゃないかという気はするんですよ。

だから、今もう可決になりましたが、2人制はやっぱりやって、経費が、うちの今会派でも登用なんか出たけど、経費がかかって、それだ

けの効果があるかとかいろいろ出るように、なることで逆にそれ以上のものが県民に還元されるようなものまで考えてやっぱりやってもらわにゃいかんというのは、どうしてもみんなありそうなので、そこはちゃんと、もう出ましたが、そういう形でぜひ一つ入れての条件つきじゃないけど、賛成になったというような、そういう感じの言い回しがどこか必要かなのかなとは思いますがね。ただ、単に2人だからいいよという形じゃなかったですよ。

○外山委員 本当に厳しい、そういう意見が出たということを経験して……。

○宮原委員 全くもう同じですので、僕も委員会で2人でいいですよということになったということを経験すると、やっぱりそれにかかる説明がありましたように、2,500万も3,000万も経費がかかるわけですから、こういった事業をいろいろ見ると、何百万という事業もいっぱいある中で、多くの事業に回せるお金を副知事1人にまた経費がかかるということであれば、よりその金額以上の効果を上げてもらうように知事、そして副知事2人で、また各部長含めて、その効果がそれ以上にあるように頑張ってもらいたい。その効果が出なければこれはもう意味がなかったということでもありますので、ここはもう認めますからその部分はしっかりとやってもらわんな困るということはつけ加えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○星原委員 2本の矢は折れやすいけど、3本の矢は少しはまた違った強みもあるでしょうから、その辺のどこで発揮するような進め方をしてもらいたいなど。

○黒木委員長 ただいまの御意見につきまして、委員長報告の中に取り入れさせていただきます。

たいというふうに思います。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後2時8分開会